

# 小さな拠点・地域運営組織に関する取組状況について

令和元年10月11日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

# 「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

○人口減少・少子高齢化が進む中山間地域等において、安心して住み続けられる地域を守るため、生活サービス機能を確保する小さな拠点づくりとともに、地域住民が主体となった地域運営組織の取組を推進



日用品等の販売



ガソリンスタンドの運営



産直市場の運営



地域の足の確保  
(公共交通)



買い物代行・宅配  
・見守りサービス



カフェ・サロンの運営

➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

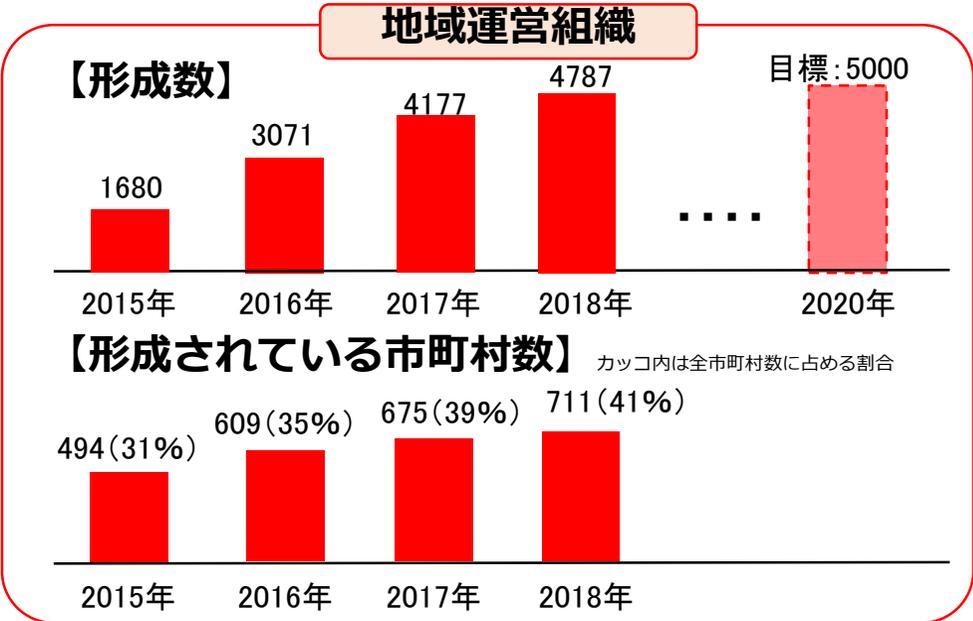
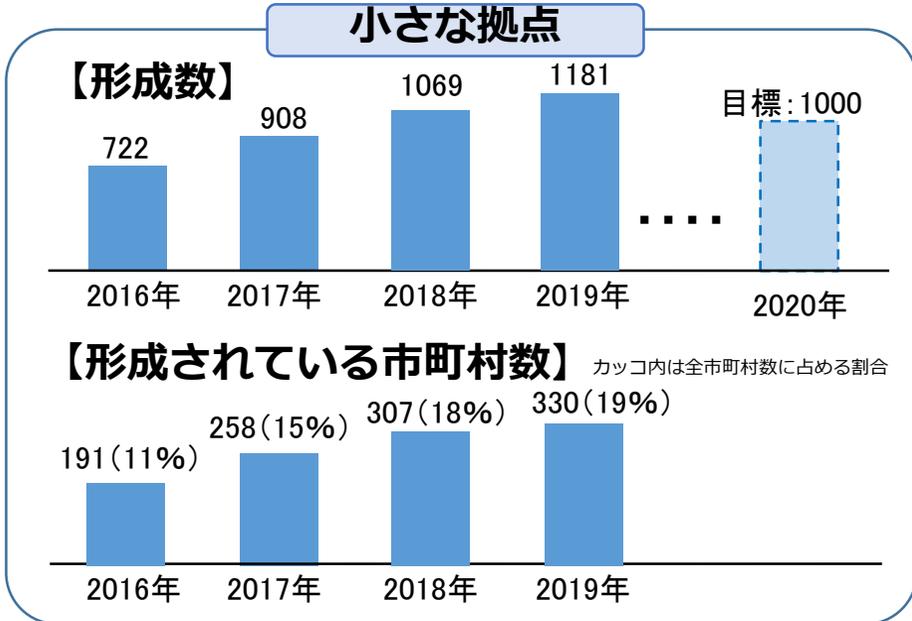
## 【全体の概要】

- 1, 718市町村（回答率100%）
- 回答のあった市町村のうち、約**31%にあたる533市町村**（前回調査：496市町村）において、小さな拠点が、**1, 867箇所**形成されている。（前回調査：1, 723箇所）
- そのうち、**330市町村**（前回調査：307市町村）において、**市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点**が**1, 181箇所**形成されている。（前回調査：1, 069箇所）

## 【市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1, 181箇所の概要】

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 22%にあたる252箇所で地域再生計画に位置付け、主に地方創生関係交付金を活用し取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、地域交流センター等地区住民の活動拠点施設の順に多い
- **都市部との公共交通は95%の箇所で形成**されており、**周辺集落との交通は84%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通及び周辺集落との交通はともに民営路線バスが最も多い
- **86%の箇所で地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む

# 全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	239 (過疎関係市町村の29%)	91 (非過疎市町村の10%)	330 (全市町村の19%)
	形成数	937	244	1,181
地域運営組織	市町村数	352 (過疎関係市町村の43%)	359 (非過疎市町村の38%)	711 (全市町村の40%)
	形成数	2,289	2,498	4,787

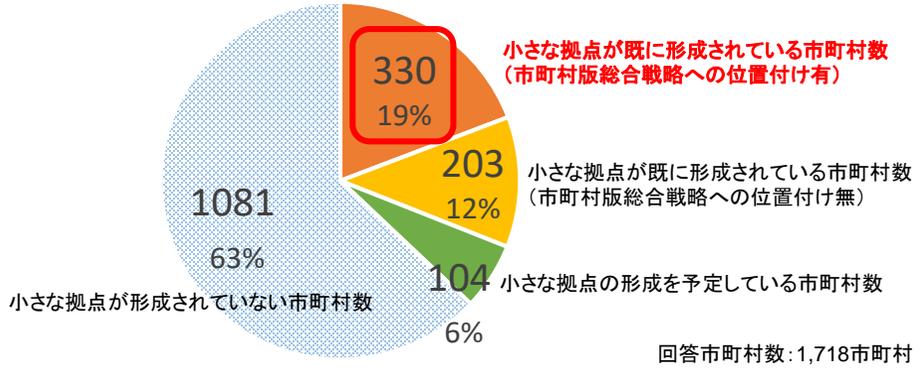
※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 令和元年度～平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(内閣府地方創生推進事務局)、  
 平成30年度～平成28年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省地域力創造グループ地域振興室)  
 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)  
 を基に内閣官房作成

# 小さな拠点づくりに関する実態（内閣府調査）

- 回答のあった市町村のうち、約31%にあたる533市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は330市町村（約19%）あり、**全国で1,181箇所**（平成30年度：1,069箇所）の小さな拠点が形成
- 1,181箇所のうち、86%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

## 小さな拠点の現況



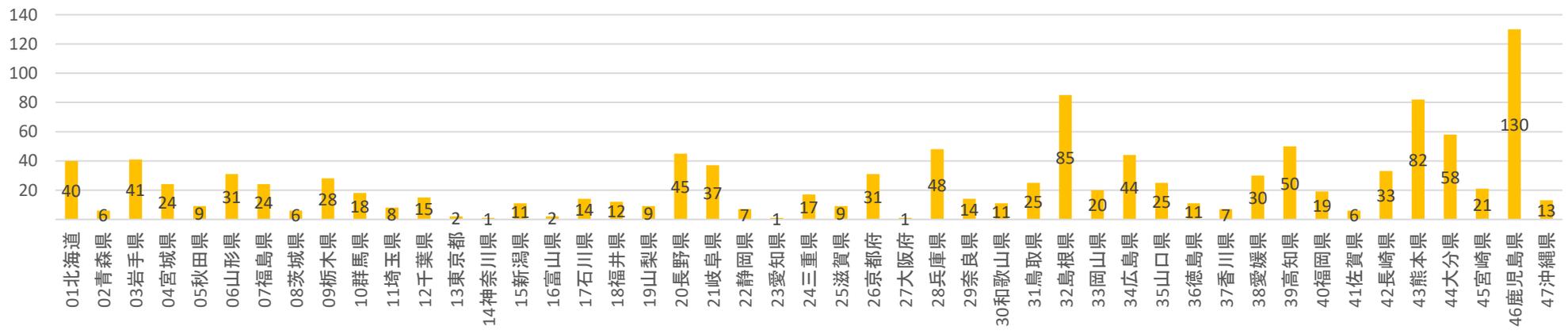
## 小さな拠点における地域運営組織の現況

（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所について集計）



## 都道府県別の小さな拠点の形成状況

（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所の内訳）

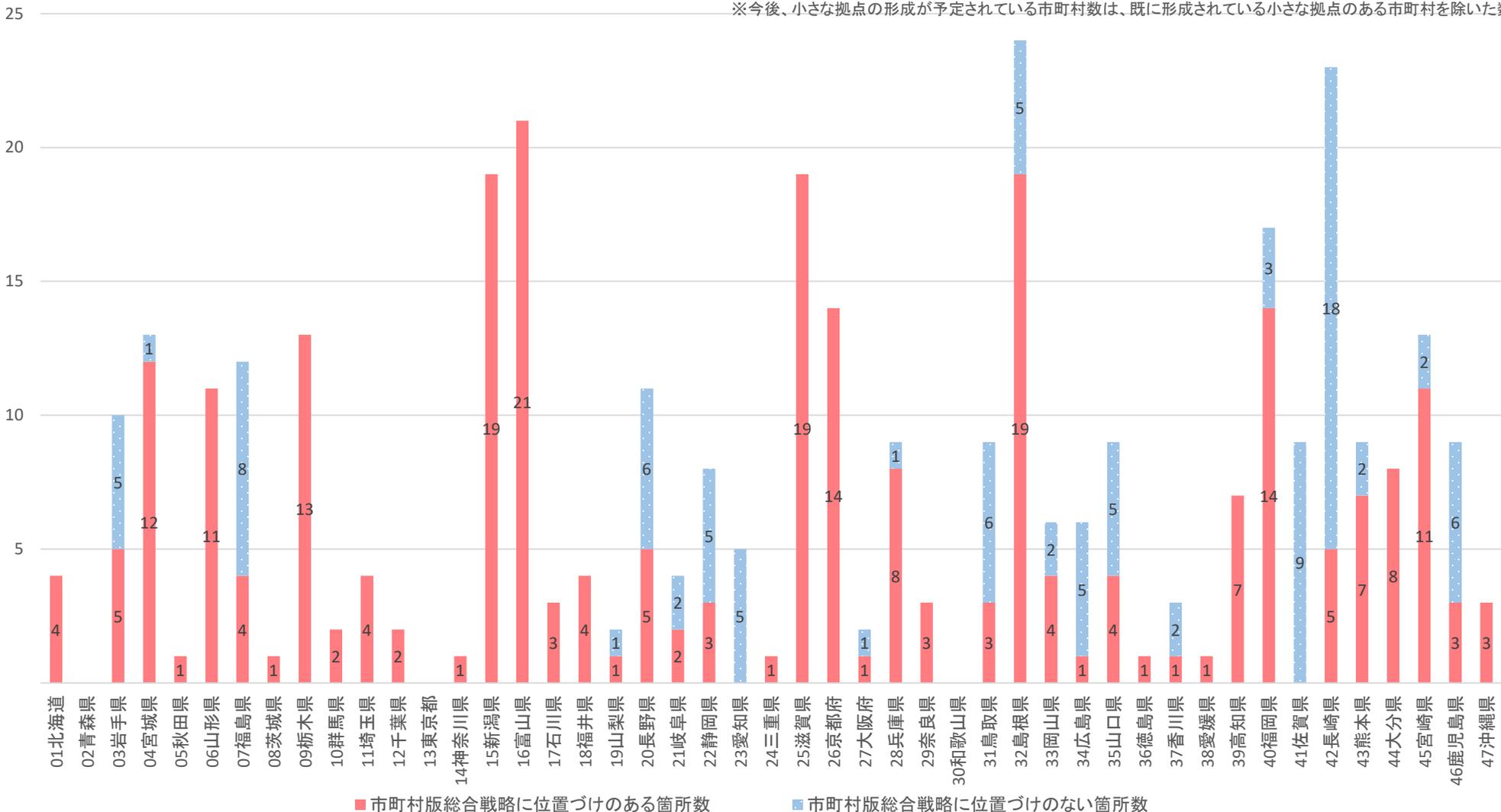


出典：内閣府「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」（令和元年9月） [https://www.cao.go.jp/regional\\_management/about/chousa/2019/index.html](https://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/2019/index.html)

# 今後、形成が予定されている小さな拠点数

- 今後、形成が予定されている小さな拠点は、  
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：256か所（79市町村※）  
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：100か所（25市町村※）

※今後、小さな拠点の形成が予定されている市町村数は、既に形成されている小さな拠点のある市町村を除いた数



## 法律上の地域区分

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
①市街化調整区域	67	(6%)	41	(6%)	67 41
②非線引き都市計画区域の用途地域指定区域	133	(11%)	65	(9%)	133 65
③非線引き都市計画区域の用途地域非指定区域	318	(27%)	216	(31%)	318 216
④農業振興地域	870	(74%)	469	(68%)	870 469

## 対象範囲

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①中学校区より広い	24	(2%)	29	(4%)	24 29
②中学校区	153	(13%)	158	(23%)	153 158
③旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)	29	(2%)	15	(2%)	29 15
④小学校区	395	(33%)	236	(34%)	395 236
⑤旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)	333	(28%)	86	(13%)	333 86
⑥小学校区(又は旧小学校区)より狭い	136	(12%)	107	(16%)	136 107
⑦中学校区(上記②)及び小学校区(上記④)と概ね一致	19	(2%)	5	(1%)	19 5
⑧その他	92	(8%)	50	(7%)	92 50
合 計	1,181	(100%)	686	(100%)	

# 小さな拠点にある主な施設

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	111	(9%)	75	(11%)	111 75
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	405	(34%)	303	(44%)	405 303
c 公民館(分館も含む)	671	(57%)	449	(65%)	671 449
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	816	(69%)	391	(57%)	816 391
e 郵便局(簡易郵便局含む)	980	(83%)	577	(84%)	980 577
f 農協	511	(43%)	377	(55%)	511 377
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	311	(26%)	202	(29%)	311 202
h ATM(郵便局や農協等の施設に併設している場合も含む)	779	(66%)	513	(75%)	779 513
I 保育所・幼稚園(認定こども園も含む)	728	(62%)	463	(67%)	728 463
j 小学校	752	(64%)	479	(70%)	752 479
k 中学校	442	(37%)	324	(47%)	442 324
l 高等学校	123	(10%)	79	(12%)	123 79
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	889	(75%)	500	(73%)	889 500
n 医療施設(病院、診療所等)	674	(57%)	453	(66%)	674 453
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	648	(55%)	416	(61%)	648 416
p ガソリンスタンド	689	(58%)	444	(65%)	689 444
q 食料品・日用品販売店(スーパー、コンビニ、個人商店等)	959	(81%)	559	(81%)	959 559
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	879	(74%)	525	(77%)	879 525
s 道の駅	154	(13%)	101	(15%)	154 101
t 物産・観光施設(道の駅以外)	495	(42%)	267	(39%)	495 267
u 宿泊施設	534	(45%)	338	(49%)	534 338
v 鉄道駅	242	(20%)	167	(24%)	242 167
w バス停留所	1,071	(91%)	616	(90%)	1,071 616
x その他	81	(7%)	65	(9%)	81 65

## 小さな拠点を含む地域公共交通網形成計画の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①作成済	638	(54%)	322	(48%)	638 322
②作成なし(予定あり)	179	(15%)	75	(11%)	179 75
③作成なし(予定なし)	354	(30%)	279	(41%)	354 279
合 計	1,171	(100%)	676	(100%)	

## 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①あり	1,116	(95%)	648	(95%)	1,116 648
②なし(今後開設予定)	8	(1%)	6	(1%)	8 6
③なし(予定もなし)	52	(4%)	31	(5%)	52 31
合 計	1,176	(100%)	685	(100%)	

## 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①あり	987	(84%)	587	(86%)	987 587
②なし(今後開設予定)	17	(1%)	14	(2%)	17 14
③なし(予定もなし)	173	(15%)	83	(12%)	173 83
合計	1,177	(100%)	684	(100%)	

## 交通機関の種類

※ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	66	(7%)	56	(10%)	66 56
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	433	(44%)	309	(53%)	433 309
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	432	(44%)	219	(37%)	432 219
d 乗合タクシー	286	(29%)	141	(24%)	286 141
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	117	(12%)	72	(12%)	117 72
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	42	(4%)	22	(4%)	42 22
g 地域住民による無償運送	18	(2%)	17	(3%)	18 17
h その他・備考	12	(1%)	13	(2%)	12 13
合計	987	(100%)	587	(100%)	

## 小さな拠点における地域運営組織の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり(複数)	36	(3%)	23	(3%)	36 23
②あり(単独)	984	(83%)	388	(57%)	984 388
③なし	161	(14%)	275	(40%)	161 275
合計	1,181	(100%)	686	(100%)	

## 小さな拠点における地域運営組織の主な法人格

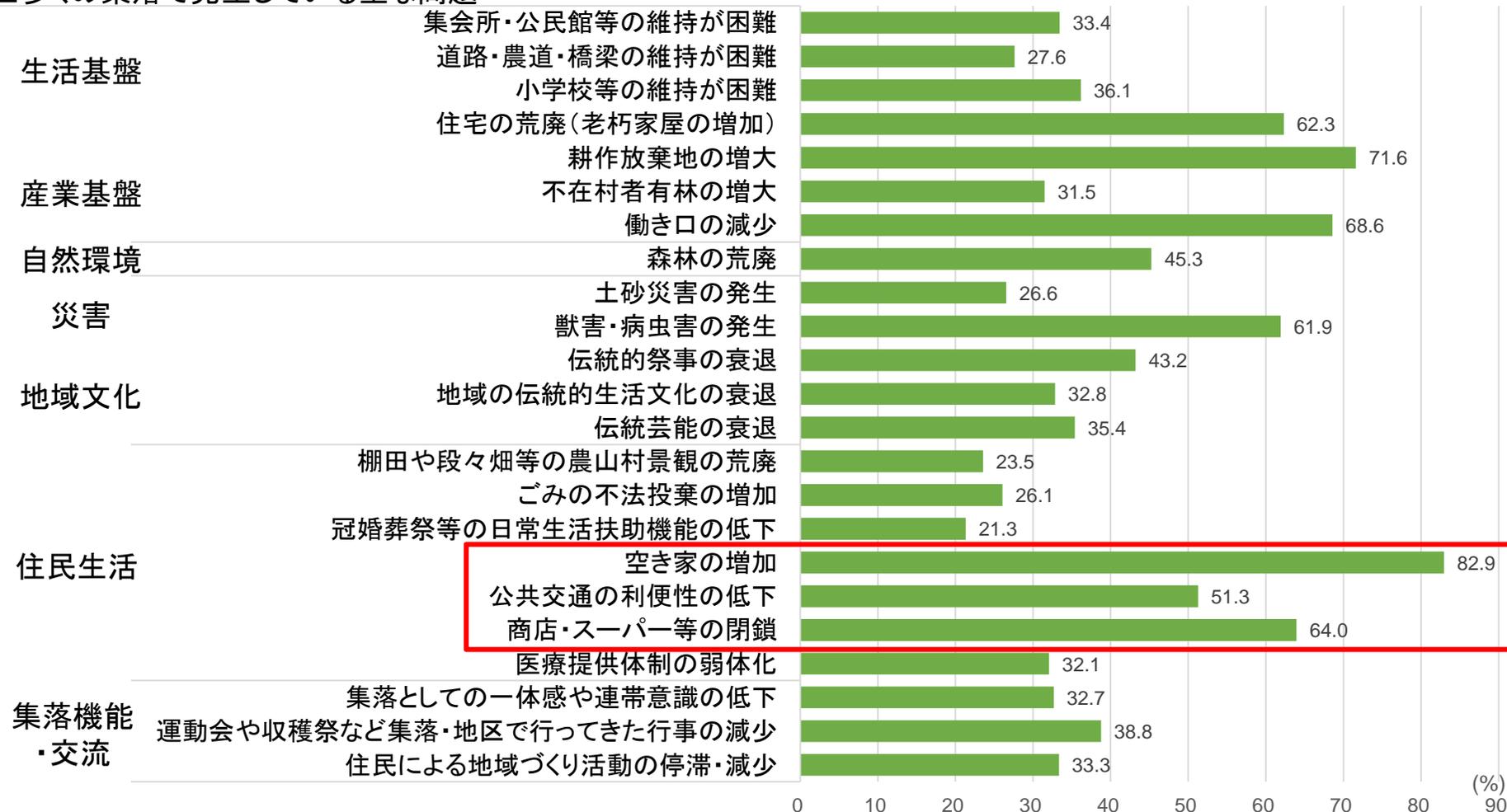
※地域運営組織の有無 「①あり(複数)」、「②あり(単独)」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①法人格のない任意団体	938	(85%)	401	(88%)	938 401
②NPO法人(認定NPO除く)	32	(3%)	28	(6%)	32 28
③認定NPO法人	4	(0%)	3	(1%)	4 3
④一般社団法人	17	(2%)	1	(0%)	17 1
⑤公益社団法人	0	(0%)	0	(0%)	
⑥認可地縁団体(地方自治法に基づく)	87	(8%)	14	(3%)	87 14
⑦社会福祉法人	4	(0%)	0	(0%)	4
⑧株式会社	14	(1%)	3	(1%)	14 3
⑨合同会社	1	(0%)	0	(0%)	1
⑩その他の法人格	3	(0%)	7	(2%)	3 7
合計	1,100	(100%)	457	(100%)	

# コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

## ■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年3月国土交通省、総務省)

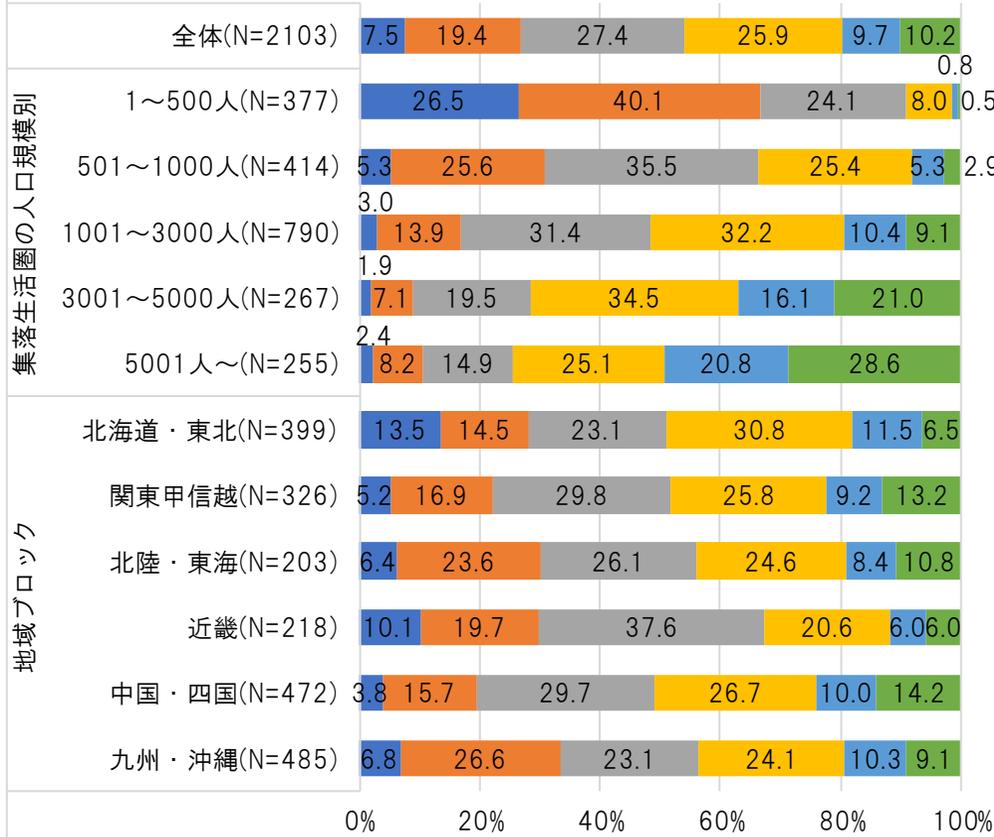
[http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03\\_hh\\_000095.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html)

# 「小さな拠点」の特徴分析 ～集落生活圏の構成と人口規模～

- 「小さな拠点」の集落生活圏（「小さな拠点」が対象としている日常生活圏）の態様は様々。
- 集落生活圏の構成集落数と人口規模には相関がみられるが、地域により差があり、特に中国・四国地方では、21集落以上と多くの集落からなる集落生活圏の割合が他のブロックより高い一方で、500人以下の小規模な集落生活圏の割合も23.5%と最も高い。

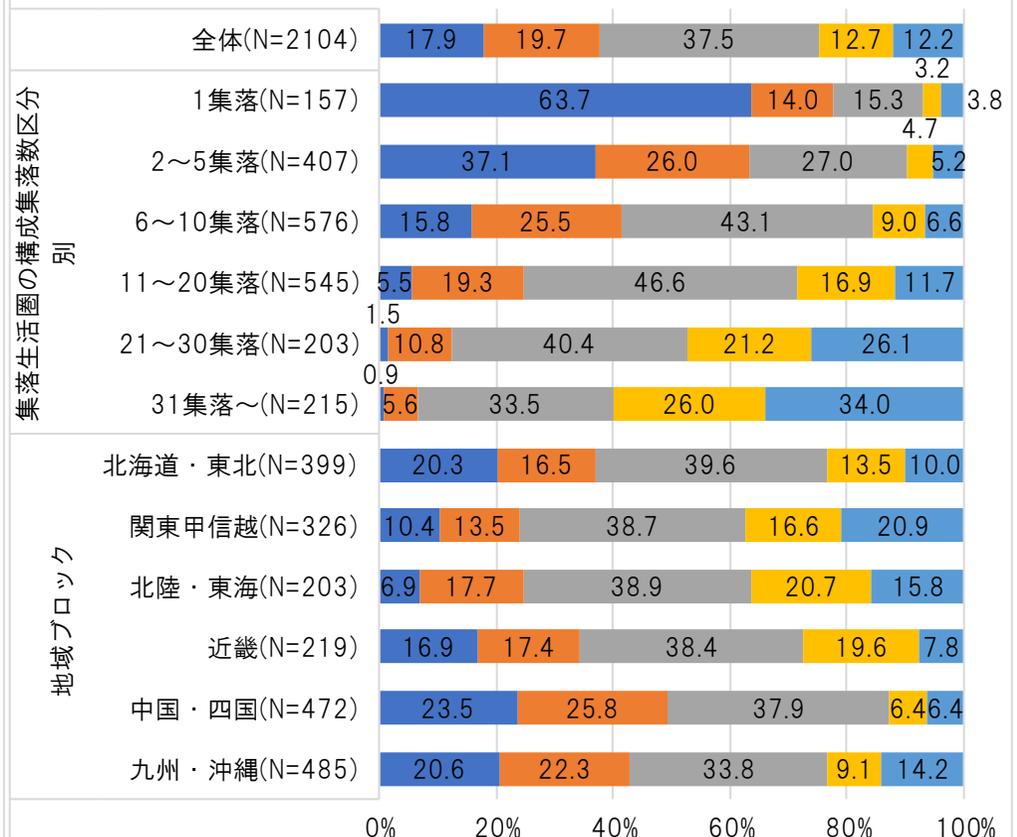
集落生活圏の構成集落数

■ 1集落 ■ 2～5集落 ■ 6～10集落 ■ 11～20集落 ■ 21～30集落 ■ 31集落～



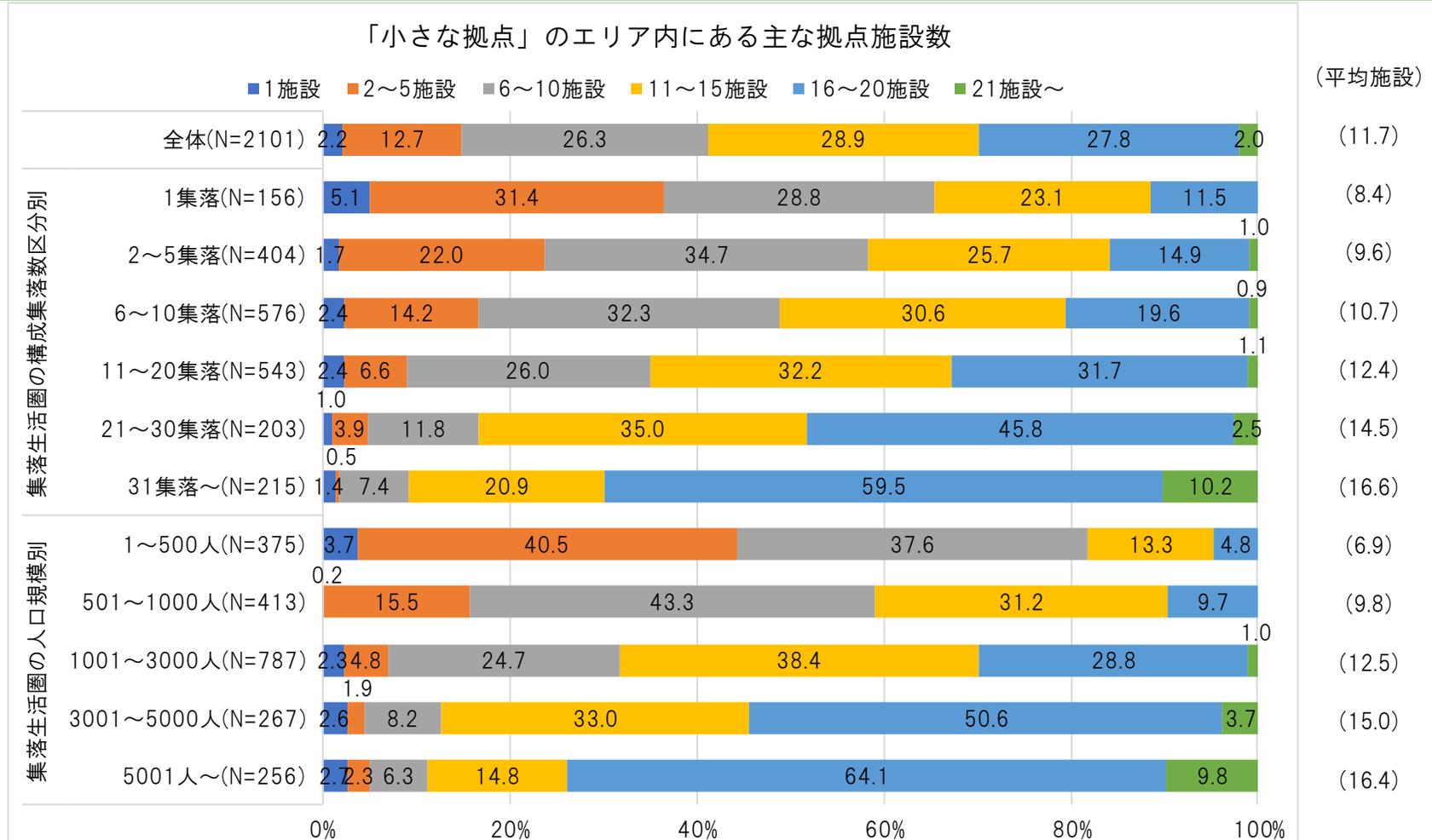
集落生活圏の人口規模

■ 1～500人 ■ 501～1000人 ■ 1001～3000人 ■ 3001～5000人 ■ 5001人～



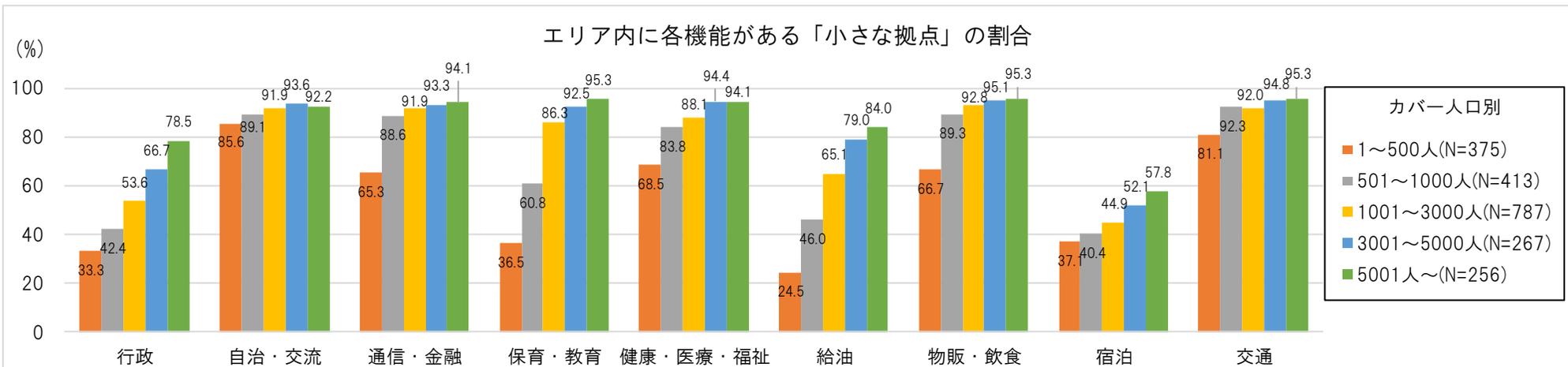
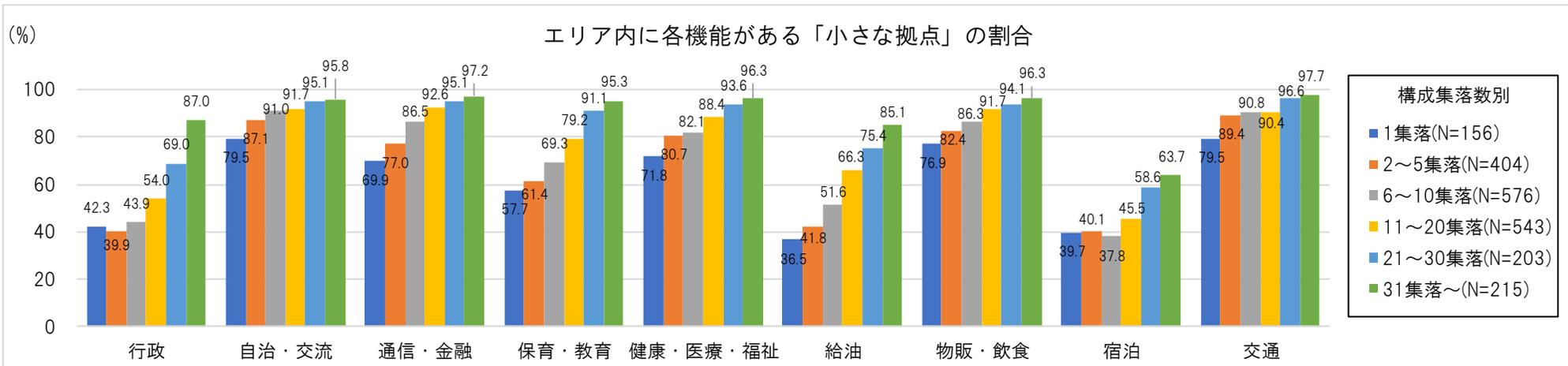
# 「小さな拠点」の特徴分析 ～「小さな拠点」の構成機能～

- 「小さな拠点」のエリア内にある拠点施設数は全体平均で約12施設だが、集落生活圏の構成集落数や人口規模により異なる。
- 構成集落数が多いほど「小さな拠点」に多くの拠点施設が集積しているという関係性がみられる。
- 人口500人以下の集落生活圏では、拠点施設が5施設より少ないものが44.2%を占める。



# 「小さな拠点」の特徴分析 ～「小さな拠点」が有する機能～

- 「小さな拠点」が有する機能も、集落生活圏の構成集落数や人口規模により異なる。
- 「自治・交流」機能を有する割合は構成集落数や人口規模に関わらず高いが、「保育・教育」及び「給油」機能を有する割合は、構成集落数や人口規模が小さい「小さな拠点」では特に低い。



※行政…市役所・町村役場の本庁、支所・出張所、行政窓口  
 自治・交流…公民館、地域交流センター等地区住民の活動拠点施設  
 通信・金融…郵便局、農協、銀行・信金等金融機関、ATM  
 保育・教育…保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校  
 健康・医療・福祉…運動施設、公園、広場、医療施設、高齢者福祉施設、地域包括支援センター  
 給油…ガソリンスタンド  
 物販・飲食…食料品・日用品販売店、飲食店、道の駅、物産・観光施設  
 宿泊…宿泊施設  
 交通…鉄道駅、バス停留所

# 地域運営組織の実態調査（総務省調査）

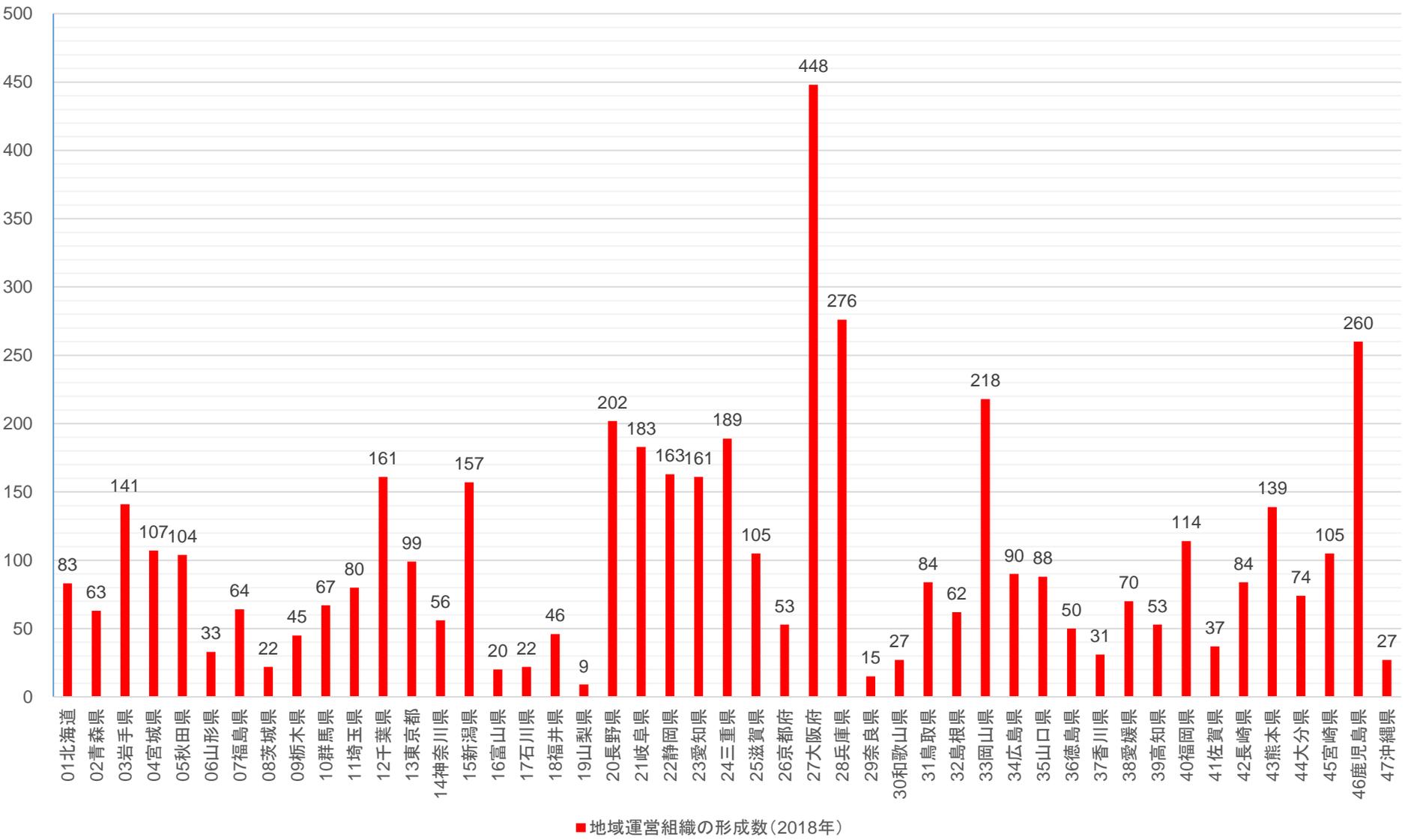
## 地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

## 活動実態（平成30年度 総務省調査（全市区町村対象 1,722市区町村回答））

- **組織数** : 4,787組織（711市区町村） [平成29年度 4,177組織（675市区町村）]  
※地域運営組織が存在しない市区町村でも約85%が必要性を認識
- **活動範囲** : 主に小学校区の範囲で活動
- **活動形態** : 約86%が法人格を持たない任意団体、次いでNPO法人が約5%
- **活動拠点** : 約90%が拠点を有しており、このうち約69%が公共施設を使用
- **活動内容** : 高齢者交流サービス、声掛け・見守りサービス、体験交流事業、公的施設の維持管理など多様
- **収入源** : 市区町村からの補助金、構成員からの会費、公的施設の指定管理料、利用者からの利用料など
- **課題** : 人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

# 都道府県別 地域運営組織の形成数



出典：地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成31年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

# 小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

## 中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2019年度 1,181箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2018年度 4,787団体) の形成を目指す

### 情報支援 ~取組効果の見える化、優良事例の横展開~

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)の作成  
など

### 人材支援 ~担い手となる人材の育成を図る~

- ・全国フォーラム、ブロック別研修会の開催
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会(全国キャラバン)の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成  
など

### 財政支援 ~各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援~

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

#### 【主な予算措置】(令和元年度予算)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.15億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

#### 【主な地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(令和元年度500億円)
- ・集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施に要する経費等に対して特別交付税を措置

#### 【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設  
(適用期限:令和2年3月末) ※2年間の延長要望中

# 小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。



## 地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。



## 小さな拠点税制の活用（H29.2 地域再生計画認定）

- 村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。

## 期待される効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

# 具体的な取組 「小さな拠点」づくり事例集 ～取組概要と形成プロセス～

各地域が時間をかけて発展させてきた「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成プロセスについて、より一層の理解を深められるよう、各地区の事例について、その取組概要とともに、取組を始めたきっかけや取組が発展していく過程などをいくつかのステップに分解し、一連のプロセスとして整理。



平成31年3月 発行

## 【掲載事例：20地区】

店っこくちない(岩手県北上市)、ひっぽのお店 ふでいち(宮城県丸森町)、吉島地区交流センター(山形県川西町)、瀬替えの郷せんだ(新潟県十日町市)、南信州とよおかマルシェ(長野県豊丘村)、くま水車の里(静岡県浜松市)、コミュニティうきさとみんなの店(三重県松阪市)、奥永源寺溪流の里(滋賀県東近江市)、ムラの駅 たなせん(京都府南丹市)、村営ふれあいマーケット長谷店(兵庫県神戸市)、川上村ふれあいセンター(奈良県川上村)、東西町コミュニティセンター(鳥取県南部町)、はたマーケット(島根県雲南市)、あば商店(岡山県津山市)、きらめき広場哲西(岡山県新見市)、川西郷の駅いつわの里(広島県三次市)、ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)、農村交流施設森の巣箱(高知県津野町)、集落活動センター(高知県梶原町)、宇佐市地域交流ステーション(大分県宇佐市)

## 見開き2ページ構成

## 1ページ目：事例の概要

**事例No.01** <岩手県北上市内町>「店っこくちない」

〇日用品や食料品を販売する店舗の動向によって、買い物目的とした市中心部への移動支援のニーズが高まったことから、「NPO法人くちない」を設立して自家用有償旅客運送を開始。その後、店舗を復活させ、特産品の製造・販売などによって収益性を高めるが持続的に運営。  
〇店舗は路線バスの停留所にもなっており、さらに店舗内に交流スペースを設置したり、顧客の必要書類の作成支援を行ったりすることで、多様な地域住民が店舗に足を運ぶ機会を提供し、交流の拠点となっている。

**地域状況**

- 人口1,510人、493世帯、高齢化率44% (H30)
- 北上市の中心から約10km離れた市の東部に位置する山あいの地区
- 市中心部まで距離(バス)はあるが、平日のみ運行で4往復
- H19にJAの支店と店舗が統合し、買い物を目的とした市中心部への移動支援のニーズが高まる

**取組内容**

**自家用有償旅客運送の実施**

- 〇登録ドライバー(11人で、自家用有償旅客運送事業を運営)。
- 〇公共交通空白地有償運送(自宅～バス停等)
- 〇店舗の運営(1日100円)
- 〇福祉有償運送(自宅～市中心部の店舗間や市役所等)
- 〇店舗の運営(1日800～1,200円)

**特産品の製造・販売**

- 〇地域の特産品「ごしょ芋」を用いた「ごしょ芋コロッケ」を製造・販売。
- 〇市の「ふるさと納税特産品」に、「ごしょ芋コロッケ」が登録され、その収益が店舗運営等の経費を賄う。

**日用品販売店舗「店っこくちない」の運営**

- 〇JA撤退後、地域住民で日用品、食料品販売店舗を運営し、農産物やみそなどの産物品を揃え、生活の上の不便さを解消。
- 〇路線バスや自家用有償旅客運送車両を待つ際などに、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを併設。

**市の地域コミュニティ政策**

- 〇H12から本格的に地域コミュニティ政策に着手
- 〇総合計画において地域住民との協働の下で「地域計画」を策定し、H15から公民館を交流センターとし、「地域づくり組織」にその運営業務委託と交付金の交付を開始(市内地区では、540名に設立された市内町自治協議会が地域づくり組織に登録)

**運営体制**

北上市 → 協議会 → NPO法人くちない → 店舗住民

**正社員の実態**

- 〇山形再生プラン取組金(総務庁、H20)
- 〇緊急雇用創出事業(厚生労働省、H22)
- 〇公民館によるまちなか再生事業に関する調査研究事業(経済省、H26)
- 〇暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかるモデル事業(総務省、H26)

## 2ページ目：形成プロセス

**市内町自治協議会** [540名]

- 〇区(自治会)による活動とは別に、協議会で生涯学習活動やイベント、ガイドマップの作成等を実施。

**【北上市の取組】**

- 〇H12から総合計画に基づいて地区別に地域コミュニティ政策を推進。
- 〇H18から「地域づくり組織」に交流センターの運営業務委託や交付金交付を開始。

**きっかけ**

- 〇H19にJAの支店と店舗が統合し、買い物目的に、市中心部への移動支援のニーズが高まる。

**地区内の交通手段を確保**

- ①NPO法人くちないの設立・自家用有償旅客運送事業を開始 [H21～]
- 〇許認可上の必要がNPO法人くちないを設立し、自家用車による有償運送を開始。
- 〇公共交通空白地有償運送：自宅～バス停等
- 〇福祉有償運送：自宅～市中心部の医療機関や市役所等

**店舗の運営 [H23～]**

- 〇JAの撤退を取組んだ企業から店舗を借りて店舗の運営を開始。
- 〇店舗の裏にNPO法人の事務所を設け、住民との交流をしながら効率的に運営。
- 〇店舗の運営：日用品、食料品の販売
- 〇交流スペース：買い物客や路線バス等を持つ人が交流できる場

**自主財源の確保を強く意識**

- ③収益事業の展開 [H24～]
- 〇自主財源の確保に向けて、特産品を使った「ごしょ芋コロッケ」などを販売し、店舗内やインターネットで販売。
- 〇農家や農業組織の連携や産地への販売業務を委託し、店舗内の事業と相俟に対応。

**今後の展望**

- 〇引き続き、市内町自治協議会と役割分担しながら、地域課題の解決に取り組む。
- 〇特に、高齢者の生活支援として、買い物支援やゴミ出し支援、巡回の巡回、清掃などを重点的に推進。

地域住民から、さらなる利便性の向上に向けて店舗の復活を望む声が高まっている。

多様な住民が店舗に立ち寄り、年間約4,800人が利用(H30)。

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト ([https://www.cao.go.jp/regional\\_management/rmoi/index.html#houjinguide](https://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide)) にて公開

## 主なコンテンツ

### ① よくあるつまづきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまづきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうしようか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

### ② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

### ③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

### ④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深掘り等により、より充実したガイドブックとなるよう、内容を改訂

## 小さな拠点情報サイトについて（平成29年5月開設）



### 概要

- 小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能
- 小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能
- 地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能
- FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。

中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

### コンテンツ

- 1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について**  
小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
- 2. 国の取組**  
全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
- 3. 地域運営組織の法人化**  
地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
- 4. 事例集・手引集**  
全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
- 5. FAQ、リンク**  
小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

URL [https://www.cao.go.jp/regional\\_management/](https://www.cao.go.jp/regional_management/)

小さな拠点

検索

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、  
**内閣府地方創生推進事務局**まで

# 具体的な取組 都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

## 現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



## 市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



## 県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



## 開催状況

【平成28年度】

- ✓ 福岡県
- ✓ 徳島県
- ✓ 秋田県
- ✓ 香川県
- ✓ 大分県
- ✓ 京都府

【平成29年度】

- ✓ 4月14日 福井県
- ✓ 9月11日 熊本県
- ✓ 9月25日 青森県

【平成30年度】

- ✓ 8月17日 岡山県
- ✓ 12月18日 熊本県

令和元年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

### 「小さな拠点」づくり ブロック別研修会

平成30年度は、全国6ブロックで、中間支援者等を講師に招き研修会を開催  
開催地：旭川市（北海道）、盛岡市（東北・関東）、富山市（北陸・中部）  
高知市（中国・四国）、神戸市（近畿）、鹿児島市（九州・沖縄）



## 平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校

平成31年1月29日、AP浜松町において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。  
フォーラムでは、約230名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取組の紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論。



【主催】内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局  
【共催】総務省／農林水産省／国土交通省 【後援】全国市長会／全国町村会

## 平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校



人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

このたび、「小さな拠点」及び「地域運営組織」の取組のさらなる深化に向けて、全国の関係者(自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等)の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、昨年度と同様に全国フォーラム『平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校』を開催いたします。

関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。



### ■ 全国フォーラム 開催概要

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民等、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方であれば、どなたでも参加可能です  
開 催 地：AP 浜松町 地下1階  
開催時期：平成31年1月29日(火) 13:00～17:00 (受付12:30～)  
定 員：300名程度(先着順)  
参加費：無料

参加  
無料

### ■ プログラム

時間	内容
13:00～14:20	◆第一部 全体セッション 主催者挨拶 基調講演「生きる仕組みづくりに挑戦する六つの集落活動センター～考え方を変えよう～」 前高知県梶原町長 矢野 富夫 氏 セッショントーク「つますきポイント」と解決の工夫 ファシリテーター：明治大学 小田切 先生
14:20～14:35	休憩(移動)
14:35～16:15	◆第二部 分科会 ※分科会は各部屋に分かれておこないます(詳細は裏面参照)
16:15～16:25	休憩(移動)
16:25～17:00	◆第三部 総括セッション 分科会からの発表、まとめ

※プログラムは変更となる可能性がありますことをご了承ください。

## 平成30年度「小さな拠点」づくり 連携推進フォーラム 地方創生・小さな拠点学校～文化祭～

平成31年3月16日、大手町サンケイプラザにおいて全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校～文化祭～」を開催。

郵便局、JA、福祉、公民館など地域で活動する多様な組織による発表や参加者間の交流、ブース展示などを実施。



## 平成30年度「小さな拠点」づくり連携推進フォーラム 地方創生・小さな拠点学校 ～文化祭～

2019年3月16日(土)

13:00～17:00 (受付12:30～)

@大手町サンケイプラザ



主催：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局

基調講演・コーディネーター：

島根大学 作野 広和 教授

発表団体：

日本郵便(株)、全国農業協同組合中央会(JA全中)、  
(公財)さわやか福祉財団、全国公民館振興市町村連  
盟、おきたまネットワークセンター【中間支援組織】、  
小規模多機能自治推進ネットワーク会議【地方公共団  
体】、躍動と安らぎの里づくり鍋山【地域運営組織】

ブース出展団体：

一般財団法人 地域活性化センター、一般財団法人 地域総  
合整備財団(ふるさと財団)、日本財団CANPAN、日本政策金  
融公庫、わたしのマチオモイ帖制作委員会、特別区長会、内  
閣府地方分権改革推進室

最終報告で示された地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策を踏まえた主な取組状況

最終報告における主な提言事項	取組状況
<p><b>1. 法人化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•地域運営組織の活動は多様であり、これまでもNPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社等の多様な法人制度が活用されているが、現行法人制度の有効活用に加え、多様な法人類型の整備の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省において、「地域自治組織のあり方に関する研究会」を開催し、地縁型法人制度の課題への対応等について、平成29年7月に報告をとりまとめ。とりまとめを踏まえ、現在第32次地方制度調査会において調査審議。</li> <li>○法人制度の理解促進のため、「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成(内閣官房・内閣府)。</li> <li>○内閣府において、平成28年度から、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設し、平成30年度に制度拡充(適用期限:令和2年3月末) ※現在、2年間の延長要望中</li> <li>○総務省において、令和元年度から、地域運営組織の起業支援等に係る費用を特別交付税の対象に追加。</li> </ul>
<p><b>2. 人材の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•都道府県・市町村・中間支援組織が連携してプラットフォームを形成するなどの取組も効果的。</li> <li>•市町村・都道府県・地方ブロック・国等で様々な磨き合いの場を設け、切磋琢磨していくことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県において様々な支援施策を用意(別紙2参照)</li> <li>○内閣官房・内閣府を中心に、地方創生カレッジによる人材育成や、全国フォーラム、ブロック別研修会の開催や情報サイトの開設など取組を紹介する場を提供</li> </ul>

最終報告における主な提言事項	取組状況
<p><b>3. 資金の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資金の確保にあたって、行政からの補助金・交付金、構成員からの会費、外部支援者からの寄付、自らの事業収益等多様で安定的な収入源の確保が重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方創生推進交付金をはじめ、関係府省による様々な財政的な支援を実施(別紙1参照)</li> <li>○内閣府において、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設【再掲】</li> <li>○総務省において、地域運営組織の起業支援等に係る費用を特別交付税の対象に追加【再掲】</li> <li>○集落支援員の設置に要する経費等について特別交付税で支援。</li> </ul>
<p><b>4. 事業実施のノウハウ等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織や専門家によるサポートや研修、分かりやすいガイドブック等によるノウハウ普及等に努めることが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研修用テキストを作成(H29.3総務省)など</li> <li>○各地区の事例について、その取組概要とともに、取組を始めたきっかけや取組が発展していく過程などをいくつかのステップに分解し、一連のプロセスとした事例集を作成(H31.3 内閣官房・内閣府)。</li> <li>○中間支援組織や専門家を招き、全国フォーラム、ブロック別研修会などを開催。</li> </ul>
<p><b>5. 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的なフォーラムや各地での説明会・意見交換等の開催や、全国的なプラットフォームを構築するとともに、取組効果の「見える化」を図り、優良事例の横展開のための情報発信を進めることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣官房・内閣府を中心に、全国フォーラムやブロック別研修会、都道府県キャラバンなどを開催するとともに、小さな拠点情報サイトを開設し、関係府省の支援措置や、優良事例、取組地区の一覧等を掲載。</li> <li>○地域内外の多様な組織との連携を推進するため、日本郵便(株)、JA全中など地域で活動する多様な組織を招いた全国フォーラムを開催(H31.3)。</li> </ul>

関係府省の小さな拠点及び地域運営組織の形成に活用可能な  
主な財政支援制度一覧  
(令和元年度予算・令和2年度概算要求等)

→別紙1

各都道府県における小さな拠点及び地域運営組織の  
形成促進に関する支援施策一覧  
(令和元年5月時点)

→別紙2

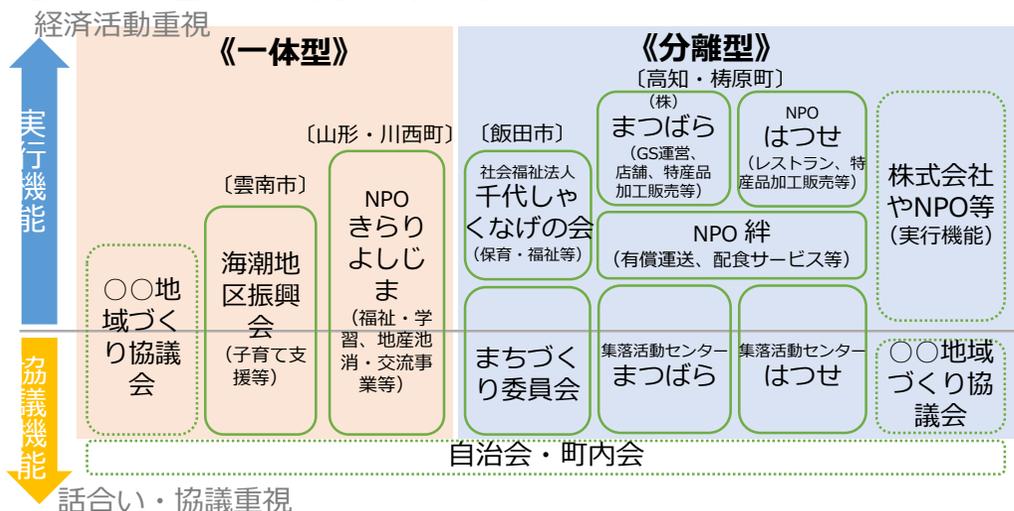
## 1. 地域運営組織の考え方

### (1) 地域運営組織の現状

- 全国494市町村で1680団体が活動（H28年度総務省調査）
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等の高齢者の暮らしを支える活動が多い
- 子育て支援や児童教育、公民館活動による生涯学習等の社会教育を担う事例もある

### (2) 地域運営組織の分類

- 地域運営組織は、  
「**協議機能**（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と  
「**実行機能**（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、**協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」**と**協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」**がある
- 地域運営組織の活動事例の分類



### (3) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域住民の生活の質を向上させていくため、**地域住民が自らの必要性に基づいて組織**するもの
- 基本理念：**自分たちでできることは自分たちで行う**
- 自主的な活動に基づく組織であり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合は、権利能力を持たせるため**法人格を取得する必要性が増大**

#### • 地域運営組織の基本的要素

- ① 行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属する
- ② 経済活動を含む地域の共同活動を行うこと
- ③ 一定の区域を基礎とした組織であること

- 社会科学的には、地域運営組織は公共セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがる

#### • 地域運営組織の設立に必要な環境

- ① 地域住民の当事者意識の醸成
- ② 地方公共団体のサポート
- ③ 財源・制度・人材等の組織設立を促す条件整備

- 地域運営組織の一体型・分離型の双方の二一ズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

## 2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

### (1) 法人化の推進

- 地域運営組織の活動は多様であり、これまでもNPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社等の多様な法人制度が活用されているが、現行法人制度の有効活用に加え、多様な法人類型の整備の検討が必要



● **認定NPO法人**：活動の進捗によりNPO法人は、認定NPO法人の取得とその優遇措置の活用が望ましい

● **地域住民主体型のNPO法人**：NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容されるため、積極的な活用が望ましい（NPO法の解釈の明確化）

● **社会的利益追求を目的とした営利法人**：地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる

#### ● **地縁型組織の法人格**

既存の法人制度を参考にしつつ、経済活動を行う地縁型組織の法人化を促進する上で現行の制度に不足している点があるかどうか、また、どのような制度にしていくことが望ましいか、検討する必要がある

#### 【**検討の留意点**】

- 設立目的：地縁型組織が経済活動を行うために必要な権利能力を取得することができるようにすることが望ましい
- 構成員：区域のすべての住民が構成員になることができ、地域の相当数の住民が主体となって構成することが不可欠  
区域外の住民や各種団体と適切な連携を図りつつも、議決権を有する構成員は地域の住民に限ることが適当
- 地域代表性：地域で活動している既存の法人活動を排除することのないよう特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度の創設は慎重な検討が必要
- ガバナンス：構成員が多数になる場合には、総代会のような意思決定の仕組みを設けることも考えられる  
活動の多様性を踏まえ、一律に計算書類等の作成の義務付けを行うことは適当ではないが、経済活動を行う場合、取引の安全、第三者保護の観点から一定の書類等について作成・公開を行う仕組みも考えられる

## 2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

### (2) 人材の育成・確保 (地域づくりの自覚の形成や、スキル磨き)

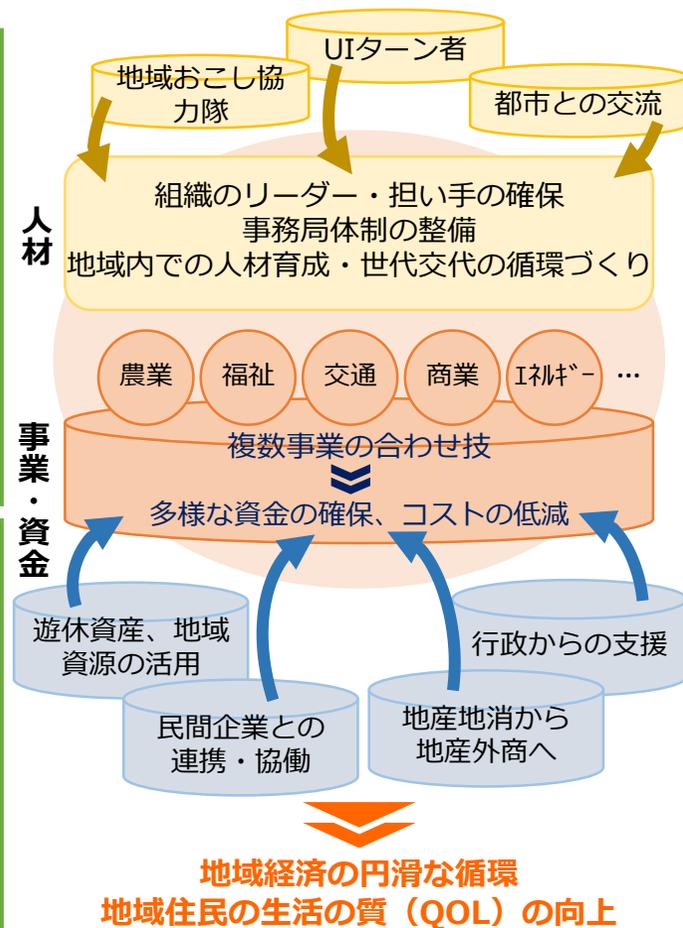
- ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進のため、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効
- UIターン者の呼び込み、地域資源を活用した都市との交流、地域おこし協力隊等の活用を図るべき

### (3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ただし、行政や外部組織からの支援に全面的に依存するのではなく、自力による多様な資金の確保策の検討が必要。地域貢献活動を行う民間企業との連携・協働も重要
- 複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

### (4) 事業実施のノウハウ

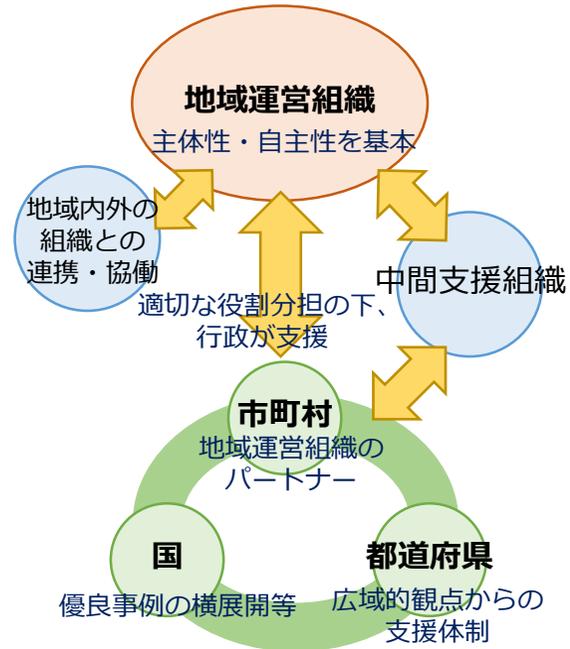
- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意
- 事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要
- 計画を立案・実践する中で、進捗状況と成果を確認し、事業の改善、効率化を図るサイクルの確立も重要



## 2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

### (5) 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要
- 都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立が必要
- 国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要。また、地域運営組織の情報交換の場となる全国的なプラットフォームや、取組効果の「見える化」、優良事例の横展開を進めることが必要
- 行政による支援とともに中間支援組織による支援も期待。地域の実情に即して、中間支援組織の立上げや活動を行うための様々な支援も重要
- 地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要



### (6) 都市部における取組

- 都市部においても、特に高度経済成長期に整備した住宅団地等において、人口減少・高齢化と生活サービスの減少は、中山間地域と同様の課題。地域運営組織の取組が進んでいる地域は、従来からの地域コミュニティが基盤
- 特定の地域の先駆的な取組を、行政が横展開する形で支援を行うことも重要
- 取組に要する費用が高い点や、収益事業につながる地域資源が乏しい点がある一方で、様々な職業経験を持った多種多様な人材がいることなど、中山間地域との取組条件の違いに留意
- 今後、急速な高齢化・人口減少に伴い、中山間地域と共通する点が多く、地域運営組織の活動状況について、知見を蓄積し、横展開を図ることが求められる

## 3. おわりに

- 国は、本報告の内容及び地域運営組織の重要性について、全国の地方公共団体への理解・普及と地域住民への意識啓発につなげていくことが重要
- 都道府県・市町村は、地方公共団体間や中間支援組織との協働により地域運営組織の育成を図ることが重要
- 地域運営組織の量的拡大と質的向上に向けた契機となることを期待

# (参考) 日本全国における地域・施設等の数

空間的広がり  
広域

全国

中山間地域等

市町村レベル

市区町村: 1741団体

農協数: 634団体<sup>※1</sup>

過疎関係市町村: 817市町村

商工会・商工会議所数: 2,175団体<sup>※2</sup>

公共図書館: 3,296館<sup>※3</sup>

中学校区レベル

公立中学校数: 9,421校<sup>※4</sup>

中学校数: 1,819校<sup>※4</sup>

市町村(昭和の大合併前): 9,868団体

地域運営組織 *小さな拠点の主な形成域*

地域包括支援センター: 5,079か所<sup>※5</sup>

警察署・交番・駐在所: 13,709か所<sup>※6</sup>

公民館: 13,344館<sup>※7</sup>

小学校区レベル

公立小学校数: 19,591校<sup>※4</sup>

小学校数: 3,550校<sup>※4</sup>

郵便局: 23,932局<sup>※8</sup>

集落生活圏: 4,691圏域<sup>※10</sup>

消防団・分団: 24,667団体<sup>※9</sup>

一般診療所: 約101,529か所<sup>※9</sup>

無医地区・準無医地区: 1,057地区<sup>※11</sup>

字レベル

町丁字: 約22万地域<sup>※12</sup>

地縁団体: 約30万団体<sup>※13</sup>

75,662集落(1,538万人)<sup>※10</sup>

飲食料品小売店: 約297,236店<sup>※9</sup>

小地域

出典: <sup>※1</sup> 農林水産省:「平成30年度農業協同組合等現在数統計」(H31.4時点)、<sup>※2</sup> 日本商工会議所HP・全国商工会連合会HP(H29.4時点)、<sup>※3</sup> 日本図書館協会:「日本の図書館統計」(H30.4時点)、<sup>※4</sup> 文部科学省:「学校基本調査」(全国の公立小中学校数はH30時点、過疎・条件不利地域の小中学校数は過疎地域のみでH29時点)、<sup>※5</sup> 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会HP(H30.4時点)、<sup>※6</sup> 警察庁:令和元年版警察白書(H31.4時点)、<sup>※7</sup> 文部科学省:「社会教育調査」(H30.10時点)、<sup>※8</sup> 日本郵便株式会社HP(R1.8時点)、<sup>※9</sup> 総務省:「社会生活統計指標—都道府県の指標—」(消防団・分団はH29時点、一般診療所及び飲食料品小売店はH28時点)、<sup>※10</sup> 国土交通省・総務省:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(H27.4時点)、<sup>※11</sup> 厚生労働省:「平成26年度無医地区等調査及び無歯科医地区等調査の結果」(H26.10時点)、<sup>※12</sup> 総務省:「平成27年国勢調査」(H27.10時点)、<sup>※13</sup> 総務省:「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」(H25.4時点)

## (参考) 小さな拠点 都道府県別形成状況(平成29年度～令和元年度)

	市町村数				形成数							
	29年度		令和元年度		29年度		令和元年度					
	過疎関係 市町村	増加率	過疎関係 市町村	増加率	過疎関係 市町村	増加率	過疎関係 市町村					
01北海道	23 (13%)	21 (14%)	26 (15%)	23 (15%)	113.0%	109.5%	36	30	40	33	111.1%	110.0%
02青森県	4 (10%)	4 (14%)	4 (10%)	4 (14%)	100.0%	100.0%	6	6	6	6	100.0%	100.0%
03岩手県	8 (24%)	7 (29%)	8 (24%)	7 (29%)	100.0%	100.0%	38	34	41	36	107.9%	105.9%
04宮城県	5 (14%)	4 (40%)	7 (20%)	5 (50%)	140.0%	125.0%	11	7	24	14	218.2%	200.0%
05秋田県	5 (20%)	4 (17%)	6 (24%)	5 (22%)	120.0%	125.0%	5	4	9	8	180.0%	200.0%
06山形県	7 (20%)	3 (14%)	10 (29%)	6 (29%)	142.9%	200.0%	24	16	31	20	129.2%	125.0%
07福島県	6 (10%)	4 (13%)	8 (14%)	7 (23%)	133.3%	175.0%	25	19	24	20	96.0%	105.3%
08茨城県	1 (2%)	0 (%)	3 (7%)	1 (20%)	300.0%	皆増	1	0	6	4	600.0%	皆増
09栃木県	3 (12%)	1 (25%)	9 (36%)	1 (25%)	300.0%	100.0%	3	1	28	2	933.3%	200.0%
10群馬県	4 (11%)	1 (7%)	3 (9%)	1 (7%)	75.0%	100.0%	20	4	18	4	90.0%	100.0%
11埼玉県	3 (5%)	1 (25%)	5 (8%)	2 (50%)	166.7%	200.0%	6	1	8	2	133.3%	200.0%
12千葉県	7 (13%)	1 (14%)	7 (13%)	1 (14%)	100.0%	100.0%	15	1	15	1	100.0%	100.0%
13東京都	2 (5%)	0 (%)	2 (5%)	0 (%)	100.0%	-	2	0	2	0	100.0%	-
14神奈川県	2 (6%)	0 (%)	1 (3%)	0 (%)	50.0%	-	2	0	1	0	50.0%	-
15新潟県	5 (17%)	3 (21%)	5 (17%)	1 (7%)	100.0%	33.3%	8	3	11	1	137.5%	33.3%
16富山県	2 (13%)	1 (25%)	2 (13%)	1 (25%)	100.0%	100.0%	2	1	2	1	100.0%	100.0%
17石川県	2 (11%)	2 (20%)	2 (11%)	2 (20%)	100.0%	100.0%	2	2	14	14	700.0%	700.0%
18福井県	7 (41%)	3 (50%)	6 (35%)	3 (50%)	85.7%	100.0%	13	7	12	7	92.3%	100.0%
19山梨県	2 (7%)	2 (13%)	3 (11%)	3 (20%)	150.0%	150.0%	3	3	9	9	300.0%	300.0%
20長野県	11 (14%)	6 (16%)	16 (21%)	10 (27%)	145.5%	166.7%	22	15	45	37	204.5%	246.7%
21岐阜県	5 (12%)	5 (36%)	7 (17%)	5 (36%)	140.0%	100.0%	31	31	37	32	119.4%	103.2%
22静岡県	4 (11%)	3 (33%)	5 (14%)	4 (44%)	125.0%	133.3%	8	7	7	6	87.5%	85.7%
23愛知県	1 (2%)	1 (20%)	1 (2%)	1 (20%)	100.0%	100.0%	1	1	1	1	100.0%	100.0%
24三重県	2 (7%)	0 (%)	2 (7%)	0 (%)	100.0%	-	17	0	17	0	100.0%	-
25滋賀県	3 (16%)	0 (%)	3 (16%)	0 (%)	100.0%	-	7	0	9	0	128.6%	-
26京都府	9 (35%)	7 (70%)	9 (35%)	7 (70%)	100.0%	100.0%	31	27	31	27	100.0%	100.0%
27大阪府	1 (2%)	0 (%)	1 (2%)	0 (%)	100.0%	-	1	0	1	0	100.0%	-
28兵庫県	5 (12%)	2 (20%)	6 (15%)	2 (20%)	120.0%	100.0%	46	23	48	23	104.3%	100.0%
29奈良県	6 (15%)	5 (28%)	9 (23%)	8 (44%)	150.0%	160.0%	6	5	14	13	233.3%	260.0%
30和歌山県	4 (13%)	3 (17%)	5 (17%)	4 (22%)	125.0%	133.3%	9	8	11	10	122.2%	125.0%
31鳥取県	3 (16%)	2 (17%)	7 (37%)	5 (42%)	233.3%	250.0%	13	6	25	15	197.3%	250.0%
32島根県	10 (53%)	10 (53%)	11 (58%)	11 (58%)	110.0%	110.0%	80	80	85	85	106.3%	106.3%
33岡山県	7 (26%)	6 (30%)	12 (44%)	10 (50%)	171.4%	166.7%	12	11	20	18	166.7%	163.6%
34広島県	5 (22%)	5 (31%)	10 (43%)	10 (63%)	200.0%	200.0%	32	32	44	44	137.5%	137.5%
35山口県	5 (26%)	5 (42%)	7 (37%)	5 (42%)	140.0%	100.0%	13	13	25	19	197.3%	146.2%
36徳島県	5 (21%)	5 (38%)	5 (21%)	5 (38%)	100.0%	100.0%	11	11	11	11	100.0%	100.0%
37香川県	3 (18%)	3 (38%)	4 (24%)	3 (38%)	133.3%	100.0%	3	3	7	5	233.3%	166.7%
38愛媛県	3 (15%)	3 (18%)	4 (20%)	4 (24%)	133.3%	133.3%	29	29	30	30	103.4%	103.4%
39高知県	21 (62%)	17 (61%)	27 (79%)	23 (82%)	128.6%	135.3%	38	31	50	42	131.6%	135.5%
40福岡県	1 (2%)	1 (5%)	6 (10%)	4 (19%)	600.0%	400.0%	12	12	19	15	158.3%	125.0%
41佐賀県	2 (10%)	1 (11%)	2 (10%)	1 (11%)	100.0%	100.0%	6	5	6	5	100.0%	100.0%
42長崎県	7 (33%)	4 (31%)	9 (43%)	5 (38%)	128.6%	125.0%	26	23	33	29	126.9%	126.1%
43熊本県	4 (9%)	2 (7%)	7 (16%)	5 (19%)	175.0%	250.0%	58	53	82	77	141.4%	145.0%
44大分県	8 (44%)	8 (50%)	10 (56%)	10 (63%)	125.0%	125.0%	50	50	58	58	116.0%	116.0%
45宮崎県	6 (23%)	5 (29%)	6 (23%)	5 (29%)	100.0%	100.0%	15	9	21	15	140.0%	166.7%
46鹿児島県	14 (33%)	13 (32%)	17 (40%)	16 (39%)	121.4%	123.1%	93	87	130	129	139.8%	148.3%
47沖縄県	5 (12%)	4 (22%)	5 (12%)	3 (17%)	100.0%	75.0%	16	14	13	9	81.3%	64.3%
総計	258 (15%)	188 (23%)	330 (19%)	239 (29%)	135.1%	127.1%	908	725	1,181	937	130.1%	129.2%

出典：「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」、「平成29年度小さな拠点の形成に関する実態調査」(内閣府地方創生推進事務局)。

過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1日現在)(総務省)を基に内閣官房作成

## (参考)地域運営組織

## 都道府県別形成状況(平成28年度～30年度)

	市町村数						組織数					
	28年度		30年度		増加率	28年度		30年度		増加率	28年度	
	過疎関係 市町村	過疎関係 市町村	過疎関係 市町村	過疎関係 市町村		過疎関係 市町村	過疎関係 市町村	過疎関係 市町村	過疎関係 市町村		過疎関係 市町村	過疎関係 市町村
01北海道	45 (25%)	35 (23%)	42 (23%)	33 (22%)	93.3%	94.3%	83	59	83	57	100.0%	96.6%
02青森県	7 (18%)	6 (21%)	16 (40%)	11 (38%)	228.6%	183.3%	18	7	63	20	350.0%	285.7%
03岩手県	8 (24%)	5 (21%)	9 (27%)	7 (29%)	112.5%	140.0%	120	91	141	113	117.5%	124.2%
04宮城県	18 (51%)	8 (80%)	18 (51%)	9 (90%)	100.0%	112.5%	100	52	107	68	107.0%	130.8%
05秋田県	13 (52%)	14 (61%)	17 (68%)	17 (74%)	130.8%	121.4%	71	71	104	104	146.5%	146.5%
06山形県	8 (23%)	7 (33%)	11 (31%)	7 (33%)	137.5%	100.0%	33	30	33	27	100.0%	90.0%
07福島県	10 (17%)	4 (13%)	16 (27%)	9 (29%)	160.0%	225.0%	24	7	64	46	266.7%	657.1%
08茨城県	5 (11%)	0 (%)	10 (23%)	0 (%)	200.0%	-	16	0	22	0	137.5%	-
09栃木県	7 (28%)	0 (%)	8 (32%)	0 (%)	114.3%	-	45	0	45	0	100.0%	-
10群馬県	12 (34%)	5 (36%)	15 (43%)	5 (36%)	125.0%	100.0%	35	14	67	12	191.4%	85.7%
11埼玉県	24 (38%)	1 (25%)	26 (41%)	2 (50%)	108.3%	200.0%	68	1	80	8	117.6%	800.0%
12千葉県	22 (41%)	3 (43%)	22 (41%)	3 (43%)	100.0%	100.0%	77	15	161	18	209.1%	120.0%
13東京都	9 (15%)	0 (%)	11 (18%)	0 (%)	122.2%	-	64	0	99	0	154.7%	-
14神奈川県	6 (18%)	0 (%)	13 (39%)	1 (100%)	216.7%	皆増	36	0	56	4	155.6%	-
15新潟県	14 (47%)	7 (50%)	16 (53%)	9 (64%)	114.3%	128.6%	88	50	157	103	178.4%	206.0%
16富山県	5 (33%)	3 (75%)	9 (60%)	4 (100%)	180.0%	133.3%	12	10	20	12	166.7%	120.0%
17石川県	6 (32%)	2 (20%)	6 (32%)	3 (30%)	100.0%	150.0%	23	14	22	17	95.7%	121.4%
18福井県	7 (41%)	4 (67%)	10 (59%)	4 (67%)	142.9%	100.0%	22	13	46	12	209.1%	92.3%
19山梨県	7 (26%)	5 (33%)	8 (30%)	6 (40%)	114.3%	120.0%	8	5	9	6	112.5%	120.0%
20長野県	26 (34%)	13 (35%)	28 (62%)	13 (35%)	107.7%	100.0%	134	80	202	138	150.7%	172.5%
21岐阜県	26 (62%)	11 (79%)	26 (62%)	11 (79%)	100.0%	100.0%	147	76	183	81	124.5%	106.6%
22静岡県	17 (44%)	6 (67%)	18 (51%)	6 (67%)	105.9%	100.0%	126	39	163	42	129.4%	107.7%
23愛知県	24 (49%)	2 (40%)	25 (46%)	2 (40%)	104.2%	100.0%	108	5	161	3	149.1%	60.0%
24三重県	9 (31%)	4 (44%)	11 (38%)	4 (44%)	122.2%	100.0%	138	63	189	63	137.0%	100.0%
25滋賀県	11 (58%)	2 (100%)	11 (58%)	1 (50%)	100.0%	50.0%	97	16	105	15	108.2%	93.8%
26京都府	12 (46%)	6 (60%)	11 (42%)	5 (50%)	91.7%	83.3%	48	27	53	31	110.4%	114.8%
27大阪府	19 (44%)	0 (%)	21 (49%)	0 (%)	110.5%	-	233	0	448	0	192.3%	-
28兵庫県	26 (63%)	6 (60%)	31 (76%)	7 (70%)	119.2%	116.7%	124	52	276	79	222.6%	151.9%
29奈良県	6 (15%)	6 (33%)	10 (26%)	8 (44%)	166.7%	133.3%	15	13	15	13	100.0%	100.0%
30和歌山県	5 (17%)	3 (17%)	7 (23%)	3 (17%)	140.0%	100.0%	17	4	27	6	158.8%	150.0%
31鳥取県	14 (74%)	8 (67%)	14 (74%)	8 (67%)	100.0%	100.0%	60	42	84	55	140.0%	131.0%
32島根県	7 (37%)	9 (47%)	11 (58%)	11 (58%)	157.1%	122.2%	63	63	62	62	98.4%	98.4%
33岡山県	21 (78%)	17 (85%)	20 (74%)	16 (80%)	95.2%	94.1%	184	172	218	177	118.5%	102.9%
34広島県	15 (65%)	13 (81%)	12 (52%)	12 (75%)	80.0%	92.3%	81	80	90	90	111.1%	112.5%
35山口県	7 (37%)	4 (33%)	10 (53%)	6 (50%)	142.9%	150.0%	35	29	88	77	251.4%	265.5%
36徳島県	9 (38%)	6 (46%)	8 (33%)	6 (46%)	88.9%	100.0%	47	16	50	17	106.4%	106.3%
37香川県	5 (29%)	1 (13%)	6 (35%)	2 (25%)	120.0%	200.0%	30	4	31	3	103.3%	75.0%
38愛媛県	9 (45%)	9 (53%)	13 (65%)	12 (71%)	144.4%	133.3%	56	56	70	66	125.0%	117.9%
39高知県	23 (68%)	20 (71%)	27 (79%)	23 (82%)	117.4%	115.0%	36	30	53	43	147.2%	143.3%
40福岡県	18 (30%)	6 (29%)	24 (40%)	7 (33%)	133.3%	116.7%	61	34	114	49	186.9%	144.1%
41佐賀県	6 (30%)	4 (44%)	8 (40%)	4 (44%)	133.3%	100.0%	10	6	37	25	370.0%	416.7%
42長崎県	10 (48%)	8 (62%)	13 (62%)	8 (62%)	130.0%	100.0%	40	33	84	63	210.0%	190.9%
43熊本県	11 (24%)	8 (30%)	11 (24%)	6 (22%)	100.0%	75.0%	89	85	139	110	156.2%	129.4%
44大分県	11 (61%)	9 (56%)	12 (67%)	11 (69%)	109.1%	122.2%	50	49	74	73	148.0%	149.0%
45宮崎県	10 (38%)	7 (41%)	12 (46%)	8 (47%)	120.0%	114.3%	45	34	105	39	233.3%	114.7%
46鹿児島県	15 (35%)	14 (34%)	24 (56%)	22 (54%)	160.0%	157.1%	45	43	260	242	577.8%	562.8%
47沖縄県	4 (10%)	0 (%)	4 (10%)	0 (%)	100.0%	-	9	0	27	0	300.0%	-
総計	609 (35%)	311 (38%)	711 (41%)	352 (43%)	116.7%	113.2%	3,071	1,590	4,787	2,289	155.9%	144.0%

出典：平成28年度～平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査研究事業報告書「(総務省)地域力創造グループ「地域振興室」。

過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1日現在)(総務省)を基に内閣官房作成

## 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

### ○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度

※ 下線部分は拡充内容

事業名	事業内容等	予算額（億円）		担当府省
		2019年 当初	2020年 概算要求額	
地方創生推進交付金	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度における地方創生のより一層の推進に向け、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を、複数年度にわたり安定的かつ継続的に支援	1,000.0	1,200.0	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する。	4.0	5.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援	98.1	100.1	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。	1.15	1.25	国土交通省国土政策局地方振興課
物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.37	1の内数	国土交通省総合政策局物流政策課

事業名	事業内容等	予算額（億円）		担当府省
		2019年 当初	2020年 概算要求額	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	219.6 の内数	263.9 の内数	国土交通省総合政策局地域交通課
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	市町村における複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備のため、 ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組 ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり ・ 様々な相談機関のネットワーク構築 の推進に向けた市町村等の創意工夫ある取組や都道府県による市町村における地域づくりの取組への支援を引き続き促進。 さらに、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会中間とりまとめ」（令和元年7月19日）を踏まえ、上記の相談支援体制に加え、社会とのつながりや参加の支援、地域コミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援の観点から、市町村の取組を推進し、包括的支援体制の構築を推進。	438.2 の内数	524.5 の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	267.0 の内数	267.0 の内数	厚生労働省老健局振興課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援等を実施。	120.3 の内数	24.0 の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
次世代燃料供給体制構築支援事業費	過疎化・人手不足などの構造変化へ対応し、地域の燃料供給拠点の効率の維持・次世代化を図るため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな燃料供給体制の確立に向けた技術開発や安全性・事業性の実証を行う。また、SS過疎地等の地域における地域一体となった燃料供給拠点確保に向けた取組等を支援する。	5.0	10.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）		担当府省
		2019年 当初	2020年 概算要求額	
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき全ての地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。	52.0	52.0	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	50.0	50.0	環境省大臣官房環境計画課
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等に対して支援を行う。	34.0	116.0	環境省大臣官房環境計画課 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

## ○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置により支援。 （１）地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 （２）高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。 ※令和元年度から、収益事業の起業等に係る費用を特別交付税措置の対象に追加。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

## ○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（平成30年度税制大綱）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。	内閣府地方創生推進事務局

## ○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人財塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	（一財）地域総合整備財団

# 地方創生推進交付金の活用状況(小さな拠点分野)

- 地方公共団体が「小さな拠点」分野として地方創生推進交付金を活用して取り組んだ事業は、令和元年10月時点で80事業。  
 ○広域連携事業(複数の地方公共団体が連携した事業)は6事業、都道府県単独事業は13事業、市町村単独事業は61事業。

## 【参考】事業タイプ

- (1)先駆タイプ……①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素が全て含まれている事業  
 (2)横展開タイプ……先駆的・優良事例の横展開を図る事業(①自立性に加え、上記②～④の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれている事業)  
 ※平成28年～29年度までは、先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプの3事業タイプで地方創生推進交付金を展開。平成30年度より2事業タイプに変更。

## ○ 平成28年度第1回(平成28年8月2日) **25事業**

地方公共団体	採択事業タイプ	事業名	採択額(千円)
北海道中札内村	隘路打開	食と健康づくりサポーター支援事業	367
岩手県奥州市	横展開	協働のまちづくり推進事業	22,158
山形県庄内町	横展開	小さな拠点ネットワークみんなで稼ぐまちづくり	8,649
福島県石川町	隘路打開	石川町公共施設イノベーション構想	2,750
栃木県	横展開	自立した活気あるとちぎの地域づくり事業	38,998
栃木県宇都宮市	横展開	石の里大谷エリアの地域資源を活用した地域創生事業	8,625
埼玉県吉見町	横展開	道を基軸とした人が集まるまちづくり事業	3,000
埼玉県宮代町	横展開	顔が見えるまち！集会所全面展開のまちづくり事業	8,084
千葉県睦沢町	横展開	「上市場地区」再生事業	1,971
岐阜県白川町	横展開	しらかわ人(ひと)育成による地域支援体制構築事業	8,250
滋賀県大津市	横展開	空家対策推進と公共交通網整備が連携した拠点づくり	8,900
滋賀県甲良町	横展開	小さな地域運営拠点ネットワークの形成による住みよい地域づくり事業	25,000
京都府笠置町	横展開	笠置コミュニティ創造事業	6,000
京都府南山城村	横展開	道の駅 お茶の京都みなみやましろ村を中心とした「小さな拠点」づくり事業	25,000

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	採択額 (千円)
奈良県野迫川村	横展開	空き屋等を活用した拠点施設の整備と移住促進マッチング事業	1,750
和歌山県有田市	横展開	「坂の上の家」から始まる住民参画の「小さな拠点」づくり事業	10,000
島根県	先駆	「小さな拠点づくり」プロジェクト(中山間地域・離島対策)	200,000
島根県川本町	横展開	企業×住民×行政の三位一体による持続可能な集落の実現	600
島根県津和野町	横展開	日原賑わい創出拠点づくり事業	18,610
岡山県、岡山県新庄村	先駆	来てみて岡山！地域を支える人材応援プロジェクト発展版～生き生き拠点の形成等による地域活性化応援事業～	48,000
山口県	横展開	山口県版小さな拠点「やまぐち元気生活圏」づくり推進事業	20,000
香川県東かがわ市	横展開	小さな拠点整備事業～里山活性化事業～	2,350
長崎県、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町	先駆	小さな楽園拡大連携プロジェクト	135,037
宮崎県	横展開	ひと・むらネットワークで支える「宮崎ひなた生活圏(宮崎版 小さな拠点)」づくり事業	50,000
沖縄県	横展開	小さな拠点づくり(買い物弱者支援)・交流人口拡大に向けた環境整備事業	21,512

○ 平成28年度第2回(平成28年11月25日) **16事業**

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	採択額 (千円)
北海道枝幸町	隘路打開	地域住民が主体となった「小さな拠点づくり」事業	3,360
山形県、山形県寒河江市、山形県金山町	先駆	官民協働・地域間連携(中間支援プラットフォーム構築)による住民主体の地域づくり推進事業	42,564
宮城県塩竈市	横展開	(仮称)塩竈アフタースクール事業	1,500

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	採択額 (千円)
福島県会津若松市	横展開	ICTを活用した中山間地域の持続的な支え合いの地域づくり事業	2,500
福島県浅川町	横展開	若者定着、元気高齢者総活躍社会づくり事業	3,000
茨城県、茨城県龍ヶ崎市、茨城県牛久市、茨城県稲敷市、茨城県美浦村、茨城県阿見町	横展開	茨城版 持続可能な地域づくり～「広域公共交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」	7,000
群馬県榛東村	横展開	【ぶどう】をきっかけにした未来創造ラボによるモノ、コト、デザインのローカルイノベーション創出事業	2,500
埼玉県鳩山町	横展開	生活・観光共生型交通ネットワークによる集落生活圏の維持・活性化事業	100
長野県喬木村	横展開	小さな拠点ネットワーク形成事業	1,200
岐阜県中津川市	隘路打開	地域づくり活動支援事業	1,350
愛知県知立市	隘路打開	知立市版CCRC(インターナショナルCCRC)事業 高齢者×外国人=誰もが安心して暮らせる街	1,000
滋賀県豊郷町	横展開	空き家で子育て&インバウンド事業	5,000
岡山県笠岡市	隘路打開	地域を愛する強いきずなづくり事業	25,000
愛媛県宇和島市	先駆	廃校利用プロジェクト「宇和島から生きる力を世界に発信！」	6,500
熊本県宇城市	横展開	集落人口ビジョン・集落版総合戦略の策定による地域づくりのPDCA確立事業	3,550
大分県九重町	横展開	地域ビジネス展開事業	500

○ 平成29年度第1回(平成29年4月28日) **16事業**

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	採択額 (千円)
岩手県一関市	横展開	資源・エネルギー循環型社会形成支援事業	1,923
群馬県富岡市	横展開	地域づくりの担い手プロジェクト	4,107
新潟県見附市	横展開	公民連携の地域自治モデル・地域コミュニティ組織の活動支援	23,010
新潟県弥彦村	横展開	観光・農業振興の核となる「おもてなし広場」活性化推進事業	1,750
石川県七尾市	横展開	いつまでも住み続けたいふるさと七尾事業	11,141
長野県小谷村	横展開	おたり54(ごし)プロジェクト推進事業	50,000
岐阜県本巣市	横展開	人と空間の流動性を高め、職能の多様性を生み出す「小さな拠点」活動促進事業	2,676

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	採択額 (千円)
滋賀県湖南市	横展開	地域の好循環を支える市民主体のまちづくり	5,290
滋賀県高島市	横展開	集落機能再編・強化推進事業(地域経営にかかる中間支援組織の構築)	2,821
京都府、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府和束町、京都府南丹市、京都府井手町、京都府宇治田原町	先駆	企業サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事業	208,254
奈良県上北山村	横展開	村民とサイクリスト等が集う村の小さな拠点集約事業	4,150
岡山県笠岡市	横展開	みんなが活躍する地域の居場所づくり事業	10,305
香川県三木町	横展開	まんで願いきいきパーク(仮称)推進事業	5,000
高知県	横展開	中山間地域の維持・活性化に向けた集落活動センターの拡大・機能強化推進事業	75,000
高知県本山町	横展開	AIロボティクス「シルバーアイドル」活用と健康人材育成による自立的な健康のまちづくり推進事業	3,950
高知県梶原町	先駆	小さな拠点づくり 集落活動センター推進事業	13,078

○ 平成29年度第2回(平成29年10月13日) **4事業**

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	採択額 (千円)
北海道雄武町	隘路打開	地域の拠点(小さな拠点)における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業	5,582
京都府和束町	横展開	和束町茶業のリノベーション創造事業	3,150
愛媛県八幡浜市	横展開	買い物弱者支援を契機とした地域コミュニティ再生事業	1,500
鹿児島県出水市	横展開	小さな拠点でもしっかり稼げる集落づくり! 里山再活性化モデル事業	3,000

○ 平成30年度第1回(平成30年3月29日) **7事業**

地方公共団体名	採択事業タイプ	事業名	採択額 (千円)
青森県	横展開	「青森県型地域共生社会」の実現に向けた地域機能強化推進事業	30,463
福井県、福井県福井市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県越前町	横展開	人口減少・高齢社会に適応した元気な集落づくり・シニアの活躍促進	98,612
岐阜県白川町	横展開	くらしの足から地域としごとを創る公共交通トライアングル事業	6,010
高知県黒潮町	横展開	あったかふれあいセンターで取り組む健康増進	2,160
佐賀県	横展開	自発の地域創生プロジェクト～さが「宝」の地域づくり～	26,117
大分県宇佐市	横展開	小さな拠点づくりからはじまる「定住満足度日本一・交流満足度日本一」のまちづくり	32,663
鹿児島県	横展開	地域が自立的・持続的に取り組む「共生・協働かごしま」推進事業	34,980

○ 平成30年度第2回(平成30年8月3日) **3事業**

地方公共団体名	採択事業タイプ	事業名	採択額 (千円)
栃木県	横展開	住民主体の地域づくりプロジェクト	3,576
福岡県筑紫野市	横展開	筑紫野市版「小さな拠点」づくりモデル事業	4,993
福岡県新宮町	横展開	相島の小さな拠点づくりからはじまる持続可能なまちづくりプロジェクト	3,625

○ 平成31年度第1回(平成31年3月29日) **7事業**

地方公共団体名	採択事業タイプ	事業名	採択額 (千円)
北海道石狩市	横展開	交流のまち、人のつながり創出事業	10,450
青森県	横展開	多様な分野との連携による農山漁村「地域経営」ソーシャルビジネス促進事業	46,439
秋田県	横展開	秋田の地域コミュニティ創生事業	8,506
長野県小海町	横展開	憩いのまちを核とした関係人口創出に寄与する社会課題解決型・地域都市間連携事業 ～都市部企業等の来訪者と町民が集い共に作る新たな地方創生の形～	15,000

地方公共団体名	採択事業タイプ	事業名	採択額 (千円)
滋賀県甲賀市	横展開	オール甲賀によるまちづくり拠点形成事業	5,807
京都府福知山市	横展開	小さな拠点を核とした市民協働による地域活性まちづくりプロジェクト	2,235
沖縄県	横展開	小さな拠点づくり支援事業	4,500

○ 令和元年度第2回(令和元年8月2日) **2事業**

地方公共団体名	事業タイプ	事業名	採択額 (千円)
茨城県河内町	横展開	既存直売所を再生・活用してキーステーションとする「小さな拠点」ネットワーク化事業	19,000
長野県豊丘村	横展開	道の駅を核とした小さな拠点整備計画	5,000

※「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成28年度第1回)について(平成28年8月2日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成28年度第2回)について(平成28年11月25日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成29年度第1回)について(平成29年4月28日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成29年度第2回)について(平成29年10月13日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成30年度第1回)について(平成30年3月29日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成30年度第2回)について(平成30年8月3日)」、「地方創生推進交付金(先駆タイプ・横展開タイプ)の交付対象事業の決定(2019年度第1回)について(平成31年3月29日)」、「地方創生推進交付金(先駆タイプ・横展開タイプ)の交付対象事業の決定(2019年度第2回)について(令和元年8月2日)」(いずれも内閣府地方創生推進事務局)を基に作成。

■小さな拠点・地域運営組織の形成促進に関する都道府県の支援施策(令和五年5月時点)

本表は、小さな拠点や地域運営組織の形成に関する取組推進に向け、都道府県が実施する支援施策をまとめたものです。地域の取組に活用できる施策の確認や他の地域における取組状況の確認などに活用ください。  
・都道府県より提供された情報を掲載しています。個別の内容に関しては、各都道府県担当窓口までお問い合わせください。  
・すでに募集が終了した事業なども参考情報として掲載しています。

＜支援メニューの表記について＞  
○情報支援…ワークショップ・研修会の開催による意識啓発、ポータルサイトの開設による優良事例の掲載といった、有益な情報の発信によって小さな拠点や地域運営組織の形成を促進するもの  
○人材支援…地域からの相談窓口の設置や、県職員・中間支援者の育成・派遣といった、人的な支援によって小さな拠点や地域運営組織の形成を促進するもの  
○財政支援…ハード面・ソフト面の整備に向けた補助金の交付等、財政的な支援によって小さな拠点や地域運営組織の形成を促進するもの

都道府県名	支援メニュー	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
北海道	情報支援	ほづかいどう元気なふるさとづくり交流大会	市町村、地域運営組織等	集落対策に取り組んでいる、または取り組もうとしている集落の住民をはじめ、市町村やNPOなど、集落を支える多様な主体が集落対策について学び、情報交換を行う交流大会を開催。	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/shuuru/ku/shuuru_kusiku">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/shuuru/ku/shuuru_kusiku</a>	毎年1月下旬～2月上旬頃開催	総合政策部地域振興局地域政策課 TEL:011-204-5791
北海道	人材支援	まちづくりコンシェルジュ	市町村、地域運営組織等	まちづくりに係る地域の悩み事のフロンティア相談窓口として、各(総合)振興局に「まちづくりコンシェルジュ」を設置し、課題解決の手助けを行う。	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/chigo/chikiryoku/consulter_top.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/chigo/chikiryoku/consulter_top.htm</a>	期間の指定なし	総合政策部地域振興局地域政策課政策グループ TEL:011-206-6404
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金(集落維持・活性化促進事業(集落巡回販売(買物支援)事業)	市町村	【ハード事業】 車両購入費・配車システム導入経費について支援(交付率1/2) 【ソフト事業】 備品購入費・運行経費・委託料について支援(交付率1/2)	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm</a>	年度により異なる	総合政策部地域振興局地域政策課政策グループ TEL:011-206-6404
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金(集落維持・活性化促進事業(集落巡回販売(買物支援)事業)	市町村	【ハード事業】 空き家・空き店舗購入経費・改修又は補修に要する経費について支援(交付率1/2) 【ソフト事業】 計画策定費・運営経費・委託料について支援(交付率1/2)	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm</a>	年度により異なる	総合政策部地域振興局地域政策課政策グループ TEL:011-206-6404
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金(集落維持・活性化促進事業(集落巡回販売(買物支援)事業)	市町村	【ソフト事業】 県内外の先進事例を紹介し、意識啓発を図っている。 ※H29年度から、開催メニューを「小さな拠点」としているところ。	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm</a>	年度により異なる	総合政策部地域振興局地域政策課政策グループ TEL:011-206-6404
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金(集落維持・活性化促進事業)	市町村	県内外の地域課題を題材に、市町村職員等の地域課題対応力向上のための研修を実施。	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm</a>	7月、10月	企画政策部地域活力振興課 TEL:017-734-9075
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金(集落維持・活性化促進事業)	市町村	【ソフト事業】 集落と県内の市町村が共同で開催する市町村職員や地域住民等を対象とした「小さな拠点」に関する研修会・勉強会等の開催に要する経費の一部負担	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/c/ck/subsidy/top2.htm</a>	期間の指定なし	防災復興・企画部地域復興支援課 TEL:022-211-2425
宮城県	財政支援	「小さな拠点」に係る市町村支援事業	市町村	地域の活性化や課題解決に向けた集落同士の情報交換の場づくりのため、県内の集落等が一同に会する「元気ムラ大交流会」を開催する。	<a href="http://common3.pref.akita.lg.jp/genkimura/index.html">http://common3.pref.akita.lg.jp/genkimura/index.html</a>	例年秋頃開催	あきた未来創造部地域づくり推進課 TEL:018-860-1215
秋田県	情報支援	広域的集落間交流推進事業	市町村、地域住民、地域運営組織等	市町村と県による地域づくりの普及啓発や情報共有、連携・協働等に向けた協議を行うとともに、多様な地域コミュニティのニーズに対応できる技術力を身につけるためのスキルアップ研修を開催する。	—	年3回程度実施	あきた未来創造部地域づくり推進課 TEL:018-860-1215
秋田県	情報支援	地域コミュニティ政策推進事業	市町村	複数の集落からなるコミュニティ(集落生活圏)の形成に向け、モデル地域での人口分散やワークショップを実施。	—	随時開催	あきた未来創造部地域づくり推進課 TEL:018-860-1215
秋田県	情報支援	小さな拠点形成支援事業	市町村、地域住民、地域運営組織等	秋田版小さな拠点である「お互いさまスーパー」の新規設置や既設3店舗間のネットワークの構築などを支援。	<a href="http://www.pref.yamagata.lg/ou/ikakushin/020024/chikiri/chikiri_dkkuriteiyushin.html">http://www.pref.yamagata.lg/ou/ikakushin/020024/chikiri/chikiri_dkkuriteiyushin.html</a>	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-3118
山形県	情報支援	「地域運営組織形成手順書」作成	市町村、地域住民、援助団体、地域住民	県内の5つのモデル地区における地域運営組織形成の取組みに要する経費に対し、市町村が補助金を交付している場合、その2分の1(上限50万円)に助成を行う。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-3118
山形県	財政支援	山形県地域運営組織形成モデル事業費補助金	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	市町村：中間支援組織、県等で構成された「地域づくり支援プラットフォーム」を設置し、地域づくり全般に関する相談窓口の設置、各種情報共有や普及啓発、アドバイザーの派遣、地域運営組織の形成に向けた機運醸成等を行う。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-3118
山形県	情報支援	地域づくり支援プラットフォームの設置	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	市町村：中間支援組織、県等で構成された「地域づくり支援プラットフォーム」を設置し、地域づくり全般に関する相談窓口の設置、各種情報共有や普及啓発、アドバイザーの派遣、地域運営組織の形成に向けた機運醸成等を行う。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-3118
栃木県	財政支援	「小さな拠点」づくり支援事業	市町村、住民組織等(市町を通じた間接補助)	【小さな拠点】 「小さな拠点」づくりに取り組む市町等が実施するソフト・ハード事業について、補助金を交付(補助率:1/2(中山間地域は2/3)、ハード事業4/10)	<a href="http://www.pref.gunma.lg/04/0150/0276.html">http://www.pref.gunma.lg/04/0150/0276.html</a>	予算上限に達するまで	総合政策部地域政策課 TEL:028-623-2257
栃木県	財政支援	栃木ふるさと支援センターモデル事業	市町村、住民自治組織(自治会、町内会)、地域団体等	地域課題の解決に取り組む住民組織の設立や運営等をサポートする「ふるさと支援センター」を設立する市町村に対し、補助金を交付(補助率10/10)	—	期間の指定なし	総合政策部総合政策課 TEL:028-623-2206
群馬県	財政支援	過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金	市町村、住民自治組織(自治会、町内会)、地域団体等	過疎地域の集落の住民が主体的に取り組む、集落の維持・活性化に資するソフト事業(補助率:全部通算3/4、一部通算1/2)	<a href="http://www.pref.niigata.lg/oh/ikiseisaku/356989021637.html">http://www.pref.niigata.lg/oh/ikiseisaku/356989021637.html</a>	4月～5月	総務管理部地域政策課 TEL:025-280-5095
新潟県	財政支援	地域運営組織の設立・活動支援事業補助金	市町村	地域運営組織の設立や既存組織が新たに取り組む集落機能維持に資するソフト事業(補助率1/2)	—	4月～5月	企画部地域政策課 TEL:027-226-2370
富山県	財政支援	富山県まちづくり総合支援事業	市町村	市町村が自主性・主体性を発揮し、まちづくりの総合的な整備を図るため、先導的なまちづくり事業を実施する市町村に対して補助金を交付するもの ●対象事業 ・地域活性化事業(地域における政策課題に対応するために実施する事業の拠点となる施設等の整備事業 ・中山間地域活性化事業(中山間地域における地域資源や地域特性を活用した地域活性化施設整備事業及びソフト事業) ほか ●補助率等 ・県/3(知事特認あり)	<a href="http://www.pref.fukui.lg/shin/kou/dakurikyou/juku/2019/2019_ju_ku/shirashi.pdf">http://www.pref.fukui.lg/shin/kou/dakurikyou/juku/2019/2019_ju_ku/shirashi.pdf</a> (今年度募集終了PDF)	毎年概ね2月～3月	総合政策局地域振興・中山間対策室中山間地域対策課 TEL:076-444-9605
富山県	財政支援	中山間地域コミュニティ活性化促進事業	住民自治組織	地域住民が主体となって実施する「地域コミュニティの維持・活性化に向けた話し合い」に要する経費を支援(上限35万円/地区)	—	予算上限に達するまで	総合政策局地域振興・中山間対策室中山間地域対策課 TEL:076-444-9605
富山県	財政支援	集落支援推進事業	市町、複数集落、単独集落	集落支援を推進する「地域コンシェルジュ」が集落等に出向き、関係市町等と連携しながら、地域課題の把握・地域活性化の取組を支援するもの	—	随時	総合政策局地域振興・中山間対策室中山間地域対策課 TEL:076-444-9605
富山県	財政支援	中山間地域コミュニティ活性化促進事業	住民自治組織	地域住民が主体となって実施する「地域コミュニティの維持・活性化に向けた話し合い」に要する経費を支援(上限35万円/地区)	—	予算上限に達するまで	総合政策局地域振興・中山間対策室中山間地域対策課 TEL:076-444-9605
石川県	人材育成	石川地域づくり塾	地域のまともやサポーターに取り組む市町村職員、地域づくり関係者など	地域づくりの人材育成講座として、実践者からの講義と実習を通じて地域のまともやサポーターに必要なコミュニケーション能力の養成を図る「コミュニケーション」などを学んでいる。	<a href="http://www.pref.ishikawa.jp/shin/kou/dakurikyou/juku/2019/2019_ju_ku/shirashi.pdf">http://www.pref.ishikawa.jp/shin/kou/dakurikyou/juku/2019/2019_ju_ku/shirashi.pdf</a> (今年度募集終了PDF)	毎年概ね6月中旬～8月中旬	企画振興部地域政策課 TEL:076-225-1335
福井県	財政支援	新福井ふるさと茶屋支援事業	市町、複数集落、単独集落	概ね小学校区単位の地域において、既存施設を活用し、住民が寄り合う活動拠点の整備や活動に要する経費を支援	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/shin/kou/kensei/shichoson/shin/obunsekai.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/shin/kou/kensei/shichoson/shin/obunsekai.html</a>	毎年概ね2月～3月	総務部市町振興課 TEL:0776-20-0262
長野県	情報支援	中山間地域の住民力・地域力による社会的事業支援研究会	市町村、地域運営組織等	中山間地域に関する研究会を設置し、研究結果などを分析集としてホームページ上に掲載、過去に実施したセミナー等の情報も併せて掲載	<a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/shin/kou/kensei/shichoson/shin/obunsekai.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/shin/kou/kensei/shichoson/shin/obunsekai.html</a>	—	企画振興部地域政策課 TEL:026-235-7021
長野県	人材支援	まちむら寄り添いワークショップ(マター-養成講座)	中間支援活動(マター-リーダー)を志す住民等	特種可能な地域づくりを目指し、住民が主体となった活動の推進を促す「対話を通じて学びの場」を、地域住民と共に作る方法を、座学と活動実践を組み合わせて学ぶもの。	—	5～6月(平成31年度)	企画振興部地域政策課 TEL:026-235-7021
岐阜県	財政支援	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金	市町村等	市町村が地域の自立的な推進を目指して行う事業に対する補助(「市町村まちごと」に基づく創生総合戦略に基づく意欲的・創造的で他市町村等の模範となる清流の国ぎふづくり)を推進する事業や、人口減少・高齢化が進む地域において、暮らしに必要な各種サービスへの提供や機能の集約、再編、人材確保などを一体的に取り組む事業等(補助率:1/2)	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken/gaiyou/seiyunokunin/zukurj/c11143/index_47636.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken/gaiyou/seiyunokunin/zukurj/c11143/index_47636.html</a>	翌年度の要望を前年12月に受付	清流の国推進部地域政策課 TEL:058-272-1830
三重県	財政支援	地域活性化支援事業	市町村	近隣地域等の条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市面が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域活性化の取組への支援	—	毎年概ね3～4月	地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課 TEL:059-224-2195





都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
宮城県	その他	平成31年度（令和元年度）地域における人口減少対策促進事業	—	「宮崎ひなた生活圏づくり」の推進に向けた事業を実施。 ①「ひなたまらづくり応援シート」を活用したワークショップの実施 ②中山間地域施策等に詳しいアドバイザーの委嘱	—	—	総合政策部中山間・地域政策課 TEL: 0985-26-7036
鹿児島県	その他	コミュニティ・プラットフォーム整備促進事業 【コミュニティ】 主に小学校区や中学校区などの範囲において、自治会・町内会、NPO、企業、青年団など多様な主体が協働して、地域課題の解決等に自主的・積極的に取り組む組織	市町村	「共生・協働の地域社会づくり」に向け、地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するための地域コミュニティの再編・創出の取組を促進する（事業メニュー） ①コミュニティ・プラットフォームの構築に向けた検討等を進捗するための市町村へのアドバイザー派遣 ②コミュニティ・プラットフォームの構築等に向けた機運を醸成するためワークショップ等の開催 ③地域づくりに関する個別テーマ（空き家対策等）に係る市町村へのアドバイザー派遣 ④コミュニティ・プラットフォームを形成した地域における取組を推進する市町村への助成	—	期間の指定なし	男女共同参画局 暮らし共生協働課 地域協働係 TEL: 099-286-2247
沖縄県	人材育成 財政支援	小さな拠点づくり支援事業	市町村	離島や過疎地域において、生活圏の中でコミュニティの要となり、一定の生活サービスを集約する小さな拠点づくりにかかると取組を支援するため、地域住民の当事者意識の確立と地域ビジョンの作成、地域ビジョンに基づき小さな拠点づくりの担い手となる地域運営組織の形成・育成にかかるとる支援を行う。1地域あたり2年間の支援を行い、事業3年間で4地域の支援を委託事業、補助事業を通して行う。	—	なし	企画部 離島課 地域振興班 TEL: 098-866-2370